農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2007 10 OCTOBER

農地の需給構造

●農地問題の現局面と今後の焦点

●農地の所有構造の変化と土地持ち非農家の動向

●1970年代以降近年までの農協資金の軌跡

●わが国有機農業推進法展開の課題

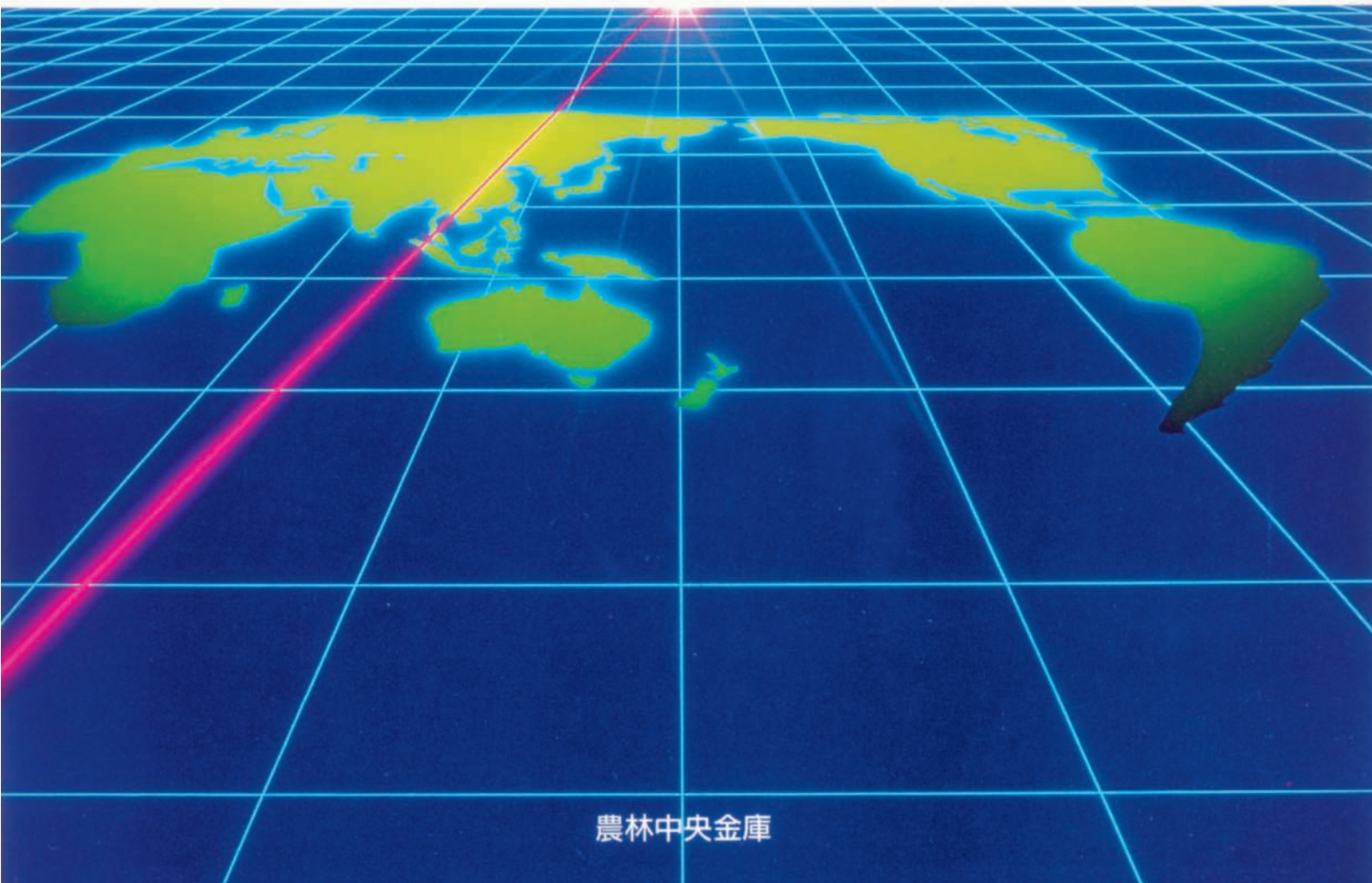

農林中央金庫

今月の窓

今後の農協法改正の主題

旧農業基本法（昭和36年）以後の一連の農業政策の主要なテーマは構造改革であり，そのための手段として規模拡大，農地の流動化・集積をすすめる制度的枠組みが整備されてきたといえる。

数回にわたる農地法の改正も農地等の権利取得の上限規制の緩和・撤廃，農業生産法人制度の創設，賃貸借による農地流動化の促進など農地の流動化・集積に政策的焦点が当てられていた。自作農主義が建前であった農地法は借地主義をも容認する形に変質していったといえる。加えて，農振法の制定・改正，農用地利用増進法の制定・改正を通じて集落営農など集団的土地利用の促進に向けた環境整備が図られた。そして，現在進められている担い手政策（品目横断的経営安定対策）も大規模農業者と集落営農法人を政策実現の主体と位置付けている。

それでは，このような農業政策の動向に対して農協法はどのように改正されてきたか。農業政策（旧農業基本法，食料・農業・農村基本法，農地法など）と農協法，両者の関係はどうであったか。農協法改正の動きを振り返ってみると，農事組合法人制度，農地信託制度の創設，農地供給事業・受託農業経営事業の新設など，農協法は農業政策のそのつどの改正に適合する形で，歩調を合わせるように改正されてきている。

農協法は事業機能拡充のためにもたびたび改正されてきたが，ここでは農業政策との関連で農協法のこれまでの改正を総括してみたい。その場合，改正の要点は大別して，①農地の流動化・集積，集団的土地利用の促進と，②組合員資格要件の緩和の２点であったといえる。とくに前者については，構造政策が成功しているか否かはさておき，農地法などを含めて制度的な枠組みはかなり整備されたといえるように思われる。

一方，後者については，①「新しい食料・農業・農村政策の方向」（平成４年）を受け，担い手としての農業生産法人・農事組合法人の育成支援を狙った，“ 農協の組合員資格を有する法人 ” の要件緩和，②「食料・農業・農村基本法」（平成11年）を踏まえ，地域農業の振興を図るために，“ 農業を営む法人 ” を農民と並ぶ農協の主要構成員と位置づけたことなど，法人の組合員資格の見直しがなされた。

しかし，組合員資格の問題は錯綜している。農業者＝正組合員，出資者＝利用者＝運営参加者という旧来の図式が成り立たないほど組合員層が多様化し，農協は，当初の自作農を中心とする農民の組織という性格が大きく変わりつつある。また一方で，多数の准組合員が加わることで問題が複雑化している。今後，世代交代，小規模農家の離農加速により農協の組織基盤はさらに大きく変動するであろう。正組合員をどう規定するか，准組合員に共益権を認めるべきか否か，“ 土地持ち非農家 ”・不在村農地所有者の取り扱いをどうするか，集落営農が法人化した場合の取り扱いをどうするかなど，協同組合制度の根本をなす組合員資格と組合員の運営参加の問題および協同組合としての新しいガバナンスのあり方を今の時代状況を見据えながら真剣に議論することが喫緊の課題となっている。そして，今後の農協法改正の主題もその点にあるといえよう。

（（株）農林中金総合研究所取締役調査第一部長　鈴木利徳・すずきとしのり）

農林金融　第60巻　第10号〈通巻740号〉　目　次

今月のテーマ

農地の需給構造

今月の窓

今後の農協法改正の主題

（株）農林中金総合研究所取締役調査第一部長　鈴木利徳

耕作放棄問題の枠組みとその対策

農地問題の現局面と今後の焦点

東京大学大学院農学生命科学研究科　准教授　安藤光義 —— 2

農地の所有構造の変化と土地持ち非農家の動向

内田多喜生 —— 12

1970年代以降近年までの農協資金の軌跡

本田敏裕 —— 25

韓国の親環境農業取組実態を参考に

わが国有機農業推進法展開の課題

蔦谷栄一 —— 37

談話室

農協の未来を切り開く経営戦略策定の手法について

——国立大学法人の経験から——

九州大学大学院農学研究院　教授　横川　洋 —— 50

情勢

大都市圏の農地動向について

渡部喜智・田口さつき —— 52

統計資料 —— 56

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農地問題の現局面と今後の焦点

――耕作放棄問題の枠組みとその対策――

安 藤 光 義
＜東京大学大学院農学生命科学研究科　准教授＞

〔要　　旨〕

1　農地面積総量確保を政策目標とした場合，日本農業が直面している最大の問題は耕作放棄地問題なのであり，この問題は今後とも増加する不在地主によってより複雑な状況を呈してくることが予想される。

2　農地に対する需要をいかにして喚起するか。耕作放棄地対策はこの一言に収斂される。その場合，①農地に対する潜在的な需要があるにもかかわらず，それが何らかの要因によって顕在化することが妨げられているケースと，②農地に対する需要が全くないケースとに分けて考える必要がある。ケース①の典型が不在地主問題である。

3　全国農業会議所による「不在村農地所有者の管理実態に関する調査」によると不在地主が様々な問題を引き起こしていることが明らかになっている。利用権設定の阻害，集落協定締結に対する悪影響，土地改良事業の合意形成の阻害，公共用地買収への悪影響などがそれである。確かに最近の農地制度改正によって相当程度の対策を講じることができるようになったが，相続未登記農地の取り扱いは解決不能な難問のまま残されており，現行の制度の枠内では手の施しようがない状況にある。

4　一般企業の農業参入のハードルを低くすることでその新規参入を増加させ，農業構造改革を促進するとともに耕作放棄地の解消も図ろうというのが特定法人貸付事業であり，ケース①に対応する対策である。しかし，参入企業は野菜が中心で，その面積も小さく，「農地の担い手」と呼ぶには程遠く，現時点では耕作放棄地解消の切り札として企業参入に過度な期待をかけることはできない。

　食品関係産業の農業参入を促進していくことは有益だが，「荒れていない広い農地」をなかなか確保できないという問題を抱えている。ただし，この問題は一般の農家についても共通する問題であり，企業が特別に差別を受けているというわけではない。現行の制度が参入障壁となっていないとは決していわないが，仮にそれを取り払っても，企業の農地取得は進むかもしれないが，企業の農業参入の結果に大差はないように思う。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　耕作放棄地問題の枠組み
——不在地主問題との関連——
⑴　耕作放棄地問題の「解」
——農地に対する需要をいかにして
喚起するか——
⑵　不在地主問題とその対策
——取引費用低減のための農地利用調整——
2　不在地主の存在が引き起こす問題の実態
⑴　利用権設定を阻害する不在地主
——手に負えない相続未登記農地——
⑵　不在地主と中山間地域等直接支払制度
⑶　その他の問題
3　企業参入の限界と可能性
⑴　企業の農業参入の状況
⑵　企業の農業参入を阻む要因

はじめに

2003年度の食料・農業・農村白書でも指摘されているが，近年は人為かい廃面積を耕作放棄地面積が上回る状況が続いている。農地面積総量確保を政策目標とした場合，主たる課題はゾーニングの徹底による農外転用圧力の遮断ではなく，低迷している農地に対する需要をいかにして創り出すかという点に移っているとみるべきだろう。これは農家の耕作意欲をいかにして引き出すかという問題と言い換えてもよい。しかしながら現状は，農家の耕作意欲の低下が農業内的対抗力を弱め，結果として「実需」なき農地転用に引き寄せられてしまっている[(注1)]。こうした状況を踏まえれば，日本農業が直面している最大の問題は耕作放棄地問題ということになるのかもしれない。そして，この耕作放棄地問題は，今後とも増加する不在地主によってより複雑な状況を呈してくることが予想されるのである。

そこで本稿では，最初に不在地主問題との関連を念頭に置きながら耕作放棄地問題の枠組みを整理する。次に不在地主が農地利用に与える影響を全国農業会議所が行ったアンケート調査結果によりながら概観する。そのうえで最後に，耕作放棄地対策を射程に入れつつ，農地の担い手として最近注目を集めている農外企業の農業参入の可能性と限界について触れることにしたいと思う。

（注１）安藤光義「近年における農地転用の性格の変化」『農政調査時報』第553号（2005）。

1　耕作放棄地問題の枠組み
——不在地主問題との関連——

⑴　耕作放棄地問題の「解」
——農地に対する需要をいかにして喚起するか——

耕作放棄地とは言ってしまえば，農地の需要に対し供給が過多状態の結果生じた供給の余剰である。この需給のアンバランス

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

を解消するには，①農地の需要を増やすか，②農地の供給を減らすしかない。②は耕作放棄地を，耕作すべき農地としての政策的な囲い込みから外すことであり，農業振興地域さらには農用地区域に囲い込まれている農地面積を減らすということを意味している。どうにもならない農地であればこうした措置もやむを得ないと思うが，国民への安定的な食料供給に必要な農地面積の確保という観点からすると，市場メカニズムのなすがままに耕境が後退・縮小していくのには歯止めをかけなくてはならない。そういう意味で選択肢②は，自然的地形的条件から耕作が難しいため耕作放棄地となっているような農地を農用地確保という政策対象から外す以外（ただし，そこから外した後も，周囲の農地に影響を与えないような措置を行うことは重要な政策である），現実問題としてなかなか採り得るものではないと考える。残されるのは選択肢①である。

これは担い手不足問題と言い換えることができる。農地の耕作希望者を増やすには農産物価格を上昇させるのが最も効果的だが，生産刺激的な価格政策はＷＴＯで削減対象となっているため，価格政策を導入することには制約がある。それゆえ農産物の価格形成は基本的には市場メカニズムに委ねたうえで農地に対する需要をいかにして増やすかというのが，日本農政が直面する耕作放棄地問題なのである。しかし，これは非常に困難な課題である。ともあれ，耕作放棄地問題の枠組みをこのように規定したうえで，次にそれへの対策の方向性を考えることにしよう。

農地に対する需要をいかにして喚起するか。耕作放棄地対策はこの一言に収斂される。その場合，①農地に対する潜在的な需要があるにもかかわらず，それが何らかの要因によって顕在化することが妨げられているケースと，②農地に対する需要が全くないケースとに分けて考える必要がある。ここでいう需要とは所得を得る経済活動にとっての需要であり，多面的機能については考えない。本稿では農地を生産財として扱うことにする。

ケース①の典型が不在地主問題である。例えば，その農地を耕したいと思っている生産者がいるにもかかわらず，所有者が分からない，あるいは遠距離にいるためコンタクトのとりようがなく農地が荒れてしまうようなケースや，相続等で不在地主になったが，その農地を誰に預けたらよいか分からずに荒らしてしまっているようなケースをあげることができる。いずれも地主と耕作者との間の距離が離れていることから生じる取引費用の増加が耕作放棄地を発生させているケースである。この問題に対する対策のポイントは取引費用低減のための農地利用調整に集約できる。

ケース②は次のような場合を想定することができる。一枚一枚の圃場は小さくて「無料でいいから」と頼まれても耕す気になれないが，それが一枚に大きくまとまっていれば（機械による効率的な耕作が可能になれば）耕しても構わないと農業生産者が思うようなケース。現在は荒地になってい

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

て耕す気が起きない土地であるが，簡易な整備がされて復旧されれば耕したいと思うようなケース（これは潜在的な需要が顕在化するのを妨げている事例に入るかもしれない）。圃場整備等を契機に数十haの農地をまとめることで一気に担い手を創出してしまう（農地の需要者を創出してしまう）ケースなどである。いずれも，現在の圃場のままでは耕作者はみつからないが，現行の機械体系に見合うような整備を行い，農地を団地化集積することで農地に対する需要を喚起している点は共通している。

この問題に対するポイントは，圃場条件の整備と農地の集積・団地化である。なお，便宜上①と②とに分けて整理したが，両者をミックスした対策を採るのが効果的であり，実態も両方の対策を必要としているようなケースが多い。

⑵　不在地主問題とその対策

──取引費用低減のための農地利用調整──

耕作放棄地の発生の主な要因は高齢化や後継者不在といった「担い手不足」にあるため，耕作放棄地問題解決のための出口は「担い手育成」に求められるが，これは直接的には農業構造政策あるいは地域農業振興政策の範疇に属する問題であり，議論が煩雑になる可能性が高い。そこでここでは，農地を守るだけの担い手が存在していたとしても耕作放棄地が発生するような状況があるとすれば，その原因は何か，それを解決するためにはどのような法制度を整備する必要があるのかという点に限定して耕作放棄地問題を考えることにしたい。

このように課題を限定するのは，耕作放棄地問題は日本農業が置かれている状況の反映であり，農地制度の改正や新たな制度設計がそれに対するオールマイティとはならないという視点に筆者が立っているからである。つまり，筆者は出来る限り手を尽くすことの必要性を否定はしないが，今回の制度改正に多くを期待していないということである。

話を元に戻そう。上記のように担い手の存在を前提とした場合の耕作放棄地問題の枠組みを簡単に記せば，何らかの原因で既に存在する農地の利用主体に農用地が円滑に供給されないため発生するのが耕作放棄地であり，いかにして円滑に耕作放棄地をその利用主体に繋いで農用地として利用してもらうかが耕作放棄地解消のための鍵となる。

農地の所有と利用とが分離するなかで，その結合を図るための利用調整コスト（＝取引費用）が増加しており，それが農地の有効利用を妨げ，耕作放棄地を発生させていると言い換えることもできるだろう。耕作放棄地問題を取引費用の問題から考えるというのがここでの問題視角であり，その最大の問題が不在地主なのである。不在地主は農地の有効利用に対するインセンティヴは持ち得ないだろうし，彼らに対しては集落規制（農地を荒らすと周りに迷惑をかけるという心理的抵抗）も働かないため，不在地主が所有する農地は耕作放棄される傾向が強い。よしんば不在地主が農地を荒らす

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ことに対して心情的な抵抗感があって誰かに耕作してもらいたいと願っていたとしても，誰に耕作を頼めばよいのか，その伝手(注2)すら探し出せないまま荒らさざるを得ないという状況が広まっているように思う。

（注２）都市近郊において相続で分割された農地の利用状況については，安藤光義「都市近郊における農地相続問題」『農業経済研究』第65巻第４号（1994）を参照されたい。また，不在地主の農地管理に対する意識については，杉中淳「不在村農地所有者の農地管理に関する意識について」『農村計画論文集』第７集（2005）が詳細な分析を行っており，参考になる。

２　不在地主の存在が引き起こす問題の実態

それでは具体的に不在地主が所有する農地がどのような問題を引き起こしているかをみることにしたい。ここで用いる資料は，筆者も参加して実施した全国農業会議所による「不在村農地所有者の管理実態に関する調査」である(注3)。同調査は全国の1,844農業委員会を対象に実施したものであり，1,397の農業委員会から有効回答を得ている。

（注３）この調査結果の詳細は，全国農業会議所『平成18年度相続農地管理状態実態調査結果報告書』調査研究資料第342号（2007）に収録されているので，興味のある方はそちらを参照されたい。また，このほか日本農業土木研究所が全国規模で不在地主調査を行っており，その結果は，日本農業土木総合研究所『平成14年度農用地等有効利用促進調査検討報告書』（2002）に収録されている。

⑴　利用権設定を阻害する不在地主

――手に負えない相続未登記農地――

不在地主の存在が取引費用を高めている典型が利用権設定の阻害である。これまでに当該農地が不在村者の所有だったため利用権を設定できなかったという経験がある農業委員会は実に311にのぼる。この数字は，不在地主の存在は農地流動化を阻害するという事実を改めて確認させてくれる（第１表）。

第1表　不在地主の存在によってこれまで利用権設定ができなかった経験があるか

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
ある	311	22.3
ない	1,072	76.7
不明・無回答	14	1.0
計	1,397	100.0

利用権を設定することができなかった理由を詳しくたずねると，トップは「相続登記がされていないため，権利関係者の数が多くて同意を集められなかった」の168，次が「不在村農地所有者の住所等が不明で連絡をとることができなかった」の158となる。そもそも農地所有者の確定自体が困難になっており，「相続登記がされていない」ことがその最大の原因となっているのである(注4)。資産価値のない農地にわざわざお金をかけて相続に伴う所有権移転のための登記を行う必要はないという事情がその背景にある。

なお，「連絡をとることができたが，不在村農地所有者の同意を得ることができなかった」とする回答も100あるが，これに対してはとりあえず「特定利用権」という政策装置が用意されており，現行の制度の枠組みのなかで全く対応できないというわ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　利用権を設定することができなかった原因（複数回答）

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
不在村農地所有者の住所等が不明で連絡をとることができなかった	158	50.8
相続登記がされていないため，権利関係者の数が多くて同意を集められなかった	168	54.0
連絡をとることができたが，不在村農地所有者の同意を得ることができなかった	100	32.2
その他	26	8.4
不明・無回答	2	0.6
計	311	100.0

第3表　地主の死亡に伴う不在地主化によって既存の利用権設定が継続できなくなったケース

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
1～2件程度	63	33.3
5件程度	65	34.4
10件程度	33	17.5
20件程度	25	13.2
不明・無回答	3	1.6
計	189	100.0

けではない。それはともかく，ただでさえ追跡が困難な不在地主問題を絶望的なまでに解決不能な状態に追い込んでいるのが相続未登記であり，これは農地制度の枠内だけではいかんともしがたい問題なのである。

また，過去10年間の間に，利用権が設定されていた農地が相続に伴う所有者の変更によって利用権設定が継続されなかったケースがあったとする農業委員会も189ある。回答によれば，その件数自体はそれほど多いものではないが，例えば「１～２件程度」を１件，「５件程度」を５件，「10件程度」を10件，「20件以上」を20件と仮定し，それに回答のあった農業委員会の数をそれぞれ乗じた数字を合計して総数を推計すると1,218件にのぼる。もっとも，相続を契機に既存の利用権を解約し，新たな農家に利用権を設定しなおしている可能性もあるのではっきりとはいえないが，不在地主の存在が安定的な農地賃貸借にとってマイナスに作用している面があるのは確かな事実なのである。

（注４）相続やその後の遺産の分割による農地の権利移動については，「死亡という事実に基づいて被相続人から相続人（単独または共同）への権利移転が当然に生じる」ことから農地法の権利移動制限の対象とはならないとされており，農業委員会への届出や許可は不要とされている（加藤一郎『農業法』有斐閣（1985），141～142頁）。そのため農業委員会はこれを把握する術がなく，登記されていない場合はほぼ「お手上げ」状態になる。その後は登記簿にある人間の家系図を作成し，相続人の確定作業を行わなくてはならないが，それは極めて困難な作業である。土地改良事業のケースを例にこの種の作業がいかに困難であるかについてまとめたものとして，安藤光義「土地改良事業における不在地主対応の実際――上ノ国土地改良区の取り組み事例――」前掲（注３）全国農業会議所（2007）があるので参照していただければと思う。

⑵　不在地主と中山間地域等直接支払制度

不在地主の存在がもたらす取引費用の増加は，中山間地域等直接支払制度にとってもマイナスの影響を与えていることが予想される。例えば，集落協定を締結しようとした一団の農地のなかに不在地主の農地があった場合がそれである。今回の調査によれば85の農業委員会が「中山間地域等直接支払制度で集落協定を締結した際に，不在村者が所有する農地が対象地の中にあり，問題となった」と回答している。

その具体的な問題状況は，「不在村農地

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4表　不在地主の存在が集落協定締結に際して引き起こした問題（複数回答）

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
不在村農地所有者の同意を得ることができず協定団地を縮小した（作れなかった）	62	72.9
小作料の折り合いがつかず協定団地を縮小した（作れなかった）	5	5.9
不在村農地所有者の行方が分からず協定団地を縮小した（作れなかった）	21	24.7
協定締結予定地に不在村農地所有者が多かったため共同による取り組みができなかった	6	7.1
その他	11	12.9
計	85	100.0

第5表　不在地主が土地改良事業の合意形成を阻害したケースがあったか

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
あった	96	6.9
なかった	1,249	89.4
不明・無回答	52	3.7
計	1,397	100.0

第6表　不在地主の公共用地買収の際に問題を引き起こしたケースがあったか

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
あった	115	8.2
なかった	1,231	88.1
不明・無回答	51	3.7
計	1,397	100.0

所有者の同意を得ることができず協定団地を縮小した（作れなかった）」が最も多く62，次が「不在村農地所有者の行方が分からず協定団地を縮小した（作れなかった）」の21となっており，協定団地の設定に関わるものが大半を占めている。利用権設定だけでなく集落協定の締結に際しても不在地主の存在は取引費用を高め，政策の効果発現の阻害要因となっているのである。

⑶　その他の問題

不在地主が所有する農地は農業に対してはもちろん，それ以外にも問題を引き起こす可能性がある。調査結果によれば，土地改良事業の合意形成を阻害したとする農業委員会が96，公共用地買収に支障があったとする農業委員会が115あった。この数字は中山間地域等直接支払制度において問題があったとする数字よりも大きい。不在地主問題は農業に限らず広く土地利用一般について取引費用を増大させ，いったん何かがあれば問題となって噴出する可能性を高める方向に作用しているのである。

以上のような問題を解決するためにも，資産価値のない農地であっても登記が行われるような仕組み，不在地主からの同意取り付けというハードルを引き下げるような特例措置の創出が，それが立法上可能かどうかはひとまず措いたとしても，求められるのである。

一方の農地制度についてだが，こちらは最近行われた制度改正により，公示後の市町村による代執行というスキームも導入され，「尽くせる限りの手は尽くした」という状況にあると筆者は考える。「１」で整理した耕作放棄地問題の枠組みの①についての対応はクリアされており，問題のステージはそれを支えるだけの予算措置がされるかどうかに移っているのである(注5)。また，こうした不在地主の増加は耕作者主義の足元を少しずつ掘り崩しており，このことによってさらなる農地制度の改正が俎上にの

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ぼる可能性が高まっているが，筆者はまだその点について確たる考えは持ち合わせていない。

（注５）最近の制度改正により農業経営基盤強化促進法第27条に基づき，不在地主が所有する要活用農地が耕作放棄されている場合，公示をもって草刈などの代執行が可能となったが，「その実現可能性はない」と回答した農業委員会は1,397中1,116にのぼる。その理由としては「代執行にかかる費用負担ができない」が626（56.1%），「代執行したとしても不在村農地所有者から費用を徴収できない」が590（52.9%），「代執行する人手がいない」が482（43.2%）となっており，制度は整えられていてもその実効性を担保する予算的裏づけがないため実現は難しいというのが現状のようだ。詳しくは前掲（注３）全国農業会議所（2007）を参照されたい。

３　企業参入の限界と可能性

一般企業の農業参入のハードルを低くすることでその新規参入を増加させ，農業構造改革を促進するとともに耕作放棄地の解消も図ろうというのが特定法人貸付事業である。参入が認められているのは「担い手の不足などにより耕作放棄地が相当程度存在する地域」であることから，「１」で整理した耕作放棄地問題の枠組みの②，すなわち，農地の担い手が全くいない状況に対する対策として位置づけることができる。

(1)　企業の農業参入の状況

第７表にみるように，この事業によって2007年３月１日現在で206の一般企業が農業に参入している。組織形態別にみると最も多いのが株式会社の110で，前年からの増加率も37.5%となっており，急増している。業種別にみると「その他」が84で最も多く，建設業と食品関係がそれに続いている。「その他」の内訳は公表されていないため，どのような業界が農業参入に積極的なのかは正確なところは分からないが，公共事業縮小への対応という意味合いの強い建設業(注６)，原材料確保のため農産物の直接生産に乗り出す食品関係産業というのが，これまでのところの一般企業の農業参入についての状況といってよい。

次にどのような作目での参入が多いのかをみたのが第８表である。表から分かるように，最も多いのが「野菜」の84で，以下「複合」の35，「米麦等」の38，「果樹」の

第７表　組織形態別・業種別にみた一般企業の農業参入状況

（単位　数）

		2006年	2007
組織形態別	株式会社	80	110
	特例有限会社	41	54
	NPO等	35	42
業種等別	建設業	57	76
	食品関係	41	46
	その他	58	84
計		156	206

資料　農林水産省HP資料より作成
（注）　数字は各年3月1日時点。

第８表　作目別にみた一般企業の農業参入状況

（単位　数）

	2006年	2007
米麦等	30	38
野菜	65	84
果樹	24	30
畜産	6	6
花卉・花木	3	5
工芸作物	5	8
複合	23	35
計	156	206

資料，（注）とも第7表に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

30と続いている。新規参入を促進することの１つの狙いは「構造改革」の遅れている水田農業の構造再編にあるが，残念ながらこの分野での新規参入はそれほど活発とはいえないし，参入した企業の経営面積もそれほど大きなものではなく，「農地の担い手」と呼ぶには程遠い存在である(注7)。現時点では耕作放棄地解消の切り札として企業参入に過度な期待をかけることはできないと筆者は考える。

（注６）建設業の農業参入の実態については，米田雅子『建設帰農』中央公論新社（2004）が詳しい。

（注７）前掲（注６）米田（2004）は数多くの事例を紹介しているが，そのうち明らかに水田経営を行っているのは「900枚の棚田を耕作」している「ジェイ・ウィングファーム」だけである。また，企業の農業進出事例について詳細な調査を行った田代も水稲作への企業進出の可能性は少ないとみている。田代洋一「農業生産法人形態での企業の農業進出」全国農地保有合理化協会『土地と農業』第36号（2006）を参照されたい。さらに，農林水産省のHPで紹介されている農業参入企業も経営面積規模は小さく，水稲作を手がけるものがあっても酒米という特殊な生産であり，「農地の担い手」と呼ぶことはできないように思う。

⑵　企業の農業参入を阻む要因

確かに「焼け石に水」かもしれないが，耕作放棄地が広がる現状では企業の農業参入という選択肢を放棄するわけにはいかない。筆者は決してこれに諸手を挙げて賛成する立場に立つ者ではないが，耕作放棄地の増加だけでなく国内農業の縮小に対して歯止めをかけるという点から，特に食品関係企業の参入には期待を抱いている。食品関係企業の参入は単に当該企業だけでなく，地域の農家を取り込んだ取り組みへと発展していく可能性を秘めているからである。

しかしながら，そうした「善玉」企業の参入を阻む問題がある。それはまとまった作業効率の高い農地を見つけるのが非常に難しいという点にある。ただし，この問題は一般の農家についても共通する問題であり，企業が特別に差別を受けているというわけではない点は十分認識しておく必要がある。だからこそ長年にわたって担い手への農地集積が，そして近年は農地の面的集積が政策課題として掲げられているのである。

話を戻して農業に参入した事例を紹介しよう。健康とおいしさにこだわり，天然の調味料と自然素材を生かした惣菜・弁当の製造販売を営む（株）知久は，惣菜の材料となる野菜を100％有機栽培にするべく，静岡県浜松市で1.4haの農地を借り入れたが，農地を借りるまでの苦労等について次のように話している（以下は，2007年６月８日に静岡県静岡市で開かれた「遊休農地解消シンポジウム」での知久利克氏の発言内容を筆者がとりまとめたものである）。

「農地を借りたいと思っていても荒れた農地しか出てこなかった。思うような農地はなかなか借りることができない。また，農業を始めても，いい農産物を収穫するまでには最低でも２年はかかる。当社は農産物をそのまま出荷するのではなく，素材として加工品とするので形は問題にならない。きゅうりは曲がっていても問題ない。生食用生産と比べるとはるかに歩留まりが

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

よく，それが経営的な強みとなるのでやっていける。現在，完全無農薬・無化学肥料栽培が３割，減農薬・減化学肥料栽培が７割だが，将来的には全てを無農薬・無化学肥料栽培にしていく。しかし，荒れている農地を借りると抜根などして再整備するのにお金がかかるし，雑草の種もたくさん残っている。そうなると完全無農薬・無化学肥料栽培は難しい。そうした農地を借りて思うような農産物が採れるようになるまで時間がかかる。いい農地があればそれを借りて自社生産を拡大したい。広くて荒れていない農地を求めている。ローカル・スーパーの勢いがなくなっているが，そこに地元産野菜を契約栽培で供給していくことも考えている。そのためにも荒れてしまってどうにもならなくなる前に農地を借りていきたい。」

上の話にあるように企業の農業参入は一朝一夕に進むものではないし，ましてや誰もが求める「広くて荒れていない農地」は簡単には出てこないのである。ただし，繰り返しになるが「思うような農地が手に入らない」という問題は企業参入特有の問題ではなく，一般の新規就農者はもちろん，地元に根を張った担い手農家ですら同じ問題に悩んできたことを忘れてはならない。つまり農地取得制限を緩和したところで（株）知久のような「善玉」企業が置かれている事態は一向に改善しないというのが農地制度の置かれている環境に対する筆者の認識である。

どうして耕作放棄された農地しか出てこないのか。これを農家の行動原理に即して解明し，それを踏まえた対策を講ずる必要がある。残念ながら筆者は明確な解答を持ち合わせていないが，恐らくこの問題は，例えば，耕作放棄一歩手前の農地を懸命に耕すお年寄りの肩をどのように叩くかという微妙な点に関わってくる領域に属するように思う。現行の制度が参入障壁となっていないとは決していわないが，仮にそれを取り払ったとしても，企業の農地取得は進むかもしれないが，農業参入の結果に大差はないというのが現状ではないだろうか。

（あんどう　みつよし）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農地の所有構造の変化と土地持ち非農家の動向

〔要　　旨〕

1　農業経営を縮小し，農家の定義にあてはまらなくなった土地持ち非農家の急増により，農地の所有構造が近年大きく変化している。

2　2005年センサスにより農地の所有構造をみると，農地所有者数の30%，所有農地面積の15%を土地持ち非農家が占め，この割合はいずれも2000年を大幅に上回っている。また，土地持ち非農家の貸付面積は全国の借入面積の約５割，その耕作放棄地は全国の約４割を占め，地域の農地利用を大きく左右している。

3　ただし，土地持ち非農家の増加による影響は地域によって大きく異なり，農地の流動化を加速させている地域がある一方で，受け皿がなく効率的利用を困難にしている地域もある。そして，地域による利用構造の違いは，農業者の高齢化や水田比率等の耕地条件等，地域の農業条件と密接に関係している。

4　今後も，農業者の高齢化に伴って土地持ち非農家は一定期間増加していくことが予想され，それによる農地利用の格差が広がることが懸念される。同時に，相続等により村外へ他出した不在村農地所有者の増加も本格化するとみられる。その場合，集落作業等への影響も懸念され，土地持ち非農家への対応とともに重要な課題となろう。

5　農地の所有構造が変化するなか，集落営農等の農地の受け皿組織の育成，農地の所有・利用に関する情報整備等が緊急の課題とみられるが、土地持ち非農家から不在村農地所有者への農地の移動が本格化する前に早急に取組みを進める必要があろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　センサスにみる農地所有の状況
⑴　農地所有者数及び所有面積の動向
⑵　土地持ち非農家の増加と農地流動化
⑶　地域別にみた農地所有及び利用の動向
2　土地持ち非農家の地域別農地利用の特徴及びその要因
⑴　土地持ち非農家の農地利用の特徴
⑵　都道府県別にみた土地持ち非農家の農地利用の特徴
3　土地持ち非農家等の今後の動向と農地利用への影響
⑴　土地持ち非農家の今後の動向と影響
⑵　不在村農地所有者の増加とその影響
⑶　農地所有構造の変化へ必要な対応
おわりに

はじめに

農家の高齢化と後継者不足等により，農地の所有構造が近年大きく変化している。一定の経営規模を持っていた農家が農業経営を縮小し，他の経営体に農地を貸し出す動きが近年加速しているためである。なかでも大きな影響を与えているのが土地持ち非農家の増加である。農家の定義にはあてはまらない土地持ち非農家であるが，農地の所有者及び供給者として，とくに都府県の農業において近年非常に大きな地位を占めている。(注1)

そこで，本稿では，2005年センサス等により，最近の土地持ち非農家の動向を中心に，日本農業における農地の所有構造の変化とその影響，さらに今後の課題等について検討してみたい。

（注１）筆者は本誌2002年２月号「農家以外の農地所有世帯にみる日本農業の構造変化」で，土地持ち非農家の増加により，地域の農業構造が大きく変化する可能性を指摘した。

1　センサスにみる農地所有の状況

⑴　農地所有者数及び所有面積の動向

最初に，農地の所有構造等がどのように変化したのかを確認しておきたい。

第１表は，センサスにおいて農地所有者として把握できる農家，農家以外の農業事業体，土地持ち非農家について，その実数及び所有農地面積（本稿では「所有農地＝所有経営耕地＋耕作放棄地」とする）の推移をみたものである。(注2)

まず，農地所有者数（農家戸数，土地持ち非農家数，農家以外の農業事業体数の合計）の推移をみると，2000年から05年にかけて農地所有者数は422.8万から406.6万へ16.2万の減少となった。これは農家が27.2万戸減と大幅に減少したためで，それにより農家のシェアも73.8％から70.1％に低下している。その一方，土地持ち非農家は同期間に109.7万戸から120.1万戸と10.4万戸も増加した。それにより，土地持ち非農家のシェア

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1表　農地所有面積等の推移

（単位　千戸, 千事業体, 千ha, %, ポイント）

			1995年 (a)	2000 (b)	2005 (c)	増減率 (b/a)	増減率 (c/b)	増減数 (b−a)	増減数 (c−b)
農地所有者数等	農地所有者数合計		4,360	4,228	4,066	△3.0	△3.8	△132	△162
		農家戸数 (a)	3,444	3,120	2,848	△9.4	△8.7	△323	△272
		土地持ち非農家 (b)	906	1,097	1,201	21.1	9.5	191	104
		農業事業体 (c)	10	11	16	5.5	52.6	1	6
	農家比率 (a/(a+b+c))		79.0	73.8	70.1	△6.6	△5.1	△5.2	△3.7
	土地持ち非農家比率 (b/(a+b+c))		20.8	26.0	29.6	24.9	13.9	5.2	3.6
所有農地面積等	所有農地面積合計		4,510	4,328	4,142	△4.0	△4.3	△183	△185
	農家	経営耕地面積 (d)	4,120	3,884	3,608	△5.7	△7.1	△236	△276
		うち借入耕地 (e)	511	628	698	22.9	11.1	117	70
		貸付耕地 (f)	205	236	275	14.8	16.7	30	39
		所有経営耕地 (g=d−e+f)	3,815	3,492	3,186	△8.5	△8.8	△323	△306
		耕作放棄地 (h)	162	210	223	29.8	6.4	48	13
		所有農地 (i=g+h)	3,976	3,702	3,409	△6.9	△7.9	△275	△292
	非農家土地持ち	所有経営耕地 (j)	302	341	436	12.7	28.1	38	96
		うち貸付耕地	…	314	411	…	30.9	…	97
		耕作放棄地 (k)	83	133	162	60.8	22.3	50	30
		所有農地 (l=j+k)	385	473	599	23.0	26.5	89	125
	農業事業体	所有経営耕地 (m)	145	150	131	3.7	△12.8	5	△19
		耕作放棄地 (n)	4	3	4	△37.2	37.1	△2	1
		所有農地 (o=m+n)	149	153	134	2.5	△11.9	4	△18
	所有農地農家比率 (i/(i+l+o))		88.2	85.5	82.3	△3.0	△3.8	△2.6	△3.2
	所有農地土地持ち非農家比率 (l/(i+l+o))		8.5	10.9	14.5	28.2	32.2	2.4	3.5

資料　農林水産省「2000年世界農林業センサス」「1995年農業センサス」「2005年農林業センサス」

は26.0%から29.6%へと3.6ポイント上昇し，農地所有者のほぼ３割を占めるまでになった。

次に，所有農地面積の推移をみると，全国の所有農地面積は2000年から05年にかけて432.8万haから414.2万haへ18.5万haも減少した。これも農家の所有農地面積が29.2万haの大幅な減少となったためで，そのシェアも85.5%から82.3%へと低下している。一方，土地持ち非農家の所有農地面積はこの間47.3万haから59.9万haへ26.5%も増加し，そのシェアも10.9%から14.5%へ3.6ポイント上昇している。

このように2000年から05年にかけて，農地所有者数及び所有農地面積に占める農家のシェアが低下する一方，土地持ち非農家のシェアは大きく上昇した。

この土地持ち非農家の増加の背景には，農業環境の悪化や農家の高齢化・後継者不足等による農業経営の縮小がある。そして，その動きを加速させているのが戦後の日本農業を支えてきた昭和一けた世代の農業からのリタイアである。(注３)

例えば，第１図は1995年から05年にかけての土地持ち非農家の都道府県別増減数と75歳以上の農業従事者の増減数の関係をみたものであるが，75歳以上の農業従事者が増加している地域ほど，土地持ち非農家の増加も大きい傾向がみられる。これは農業者のなかで高齢になり農業労働からリタイ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1図　都府県の75歳以上の農業従事者増減数と土地持ち非農家増減数（1995～2005年）

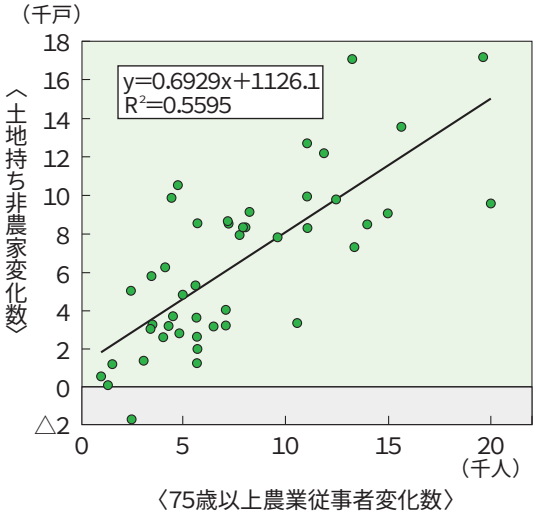

資料　第1表に同じ
（注）　図中の数式は近似線のもの。

アせざるを得ない年齢層が増え，そのことが土地持ち非農家の増加につながっていることを示唆している。(注4)

そして，自らの経営を縮小した土地持ち非農家の多くは農地の出し手となり，次項でみるように農地の利用構造を大きく変化させることになった。

（注2）ここで農家（販売農家，自給的農家），土地持ち非農家の定義について確認しておく。農家は「調査期日現在で，経営耕地面積が10ａ以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積10ａ未満であっても，調査期日前１年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯」をいう（農家のうち販売農家は「経営耕地面積30ａ以上又は調査期日前１年間における農産物販売金額が50万円以上」の世帯，自給的農家は「経営耕地面積が30ａ未満で，かつ，調査期日前１年間における農産物販売金額が50万円未満」の世帯）。

土地持ち非農家とは，「農家以外で耕地及び耕作放棄地を５ａ以上所有している世帯」である。また，農家及び土地持ち非農家以外で，５ａ未満の耕地もしくは耕作放棄地を所有している世帯も相当数に上るとみられる。

（注3）日本農業における高齢化による影響は，本誌2007年７月号内田多喜生「後期高齢者への依存強める日本農業」参照

（注4）ただし，土地持ち非農家の多くは完全に離農したわけではなく，小規模ながら自給的な農業を営んでおり，また農協の正組合員や集落の農業組織の構成員として地域農業において重要な役割を果たしていることに留意する必要がある。

(2)　土地持ち非農家の増加と農地流動化

先の第１表より，土地持ち非農家の貸付面積をみると，2000年から05年にかけてその貸付面積は31.4万haから41.1万haへ9.7万ha，30.9％も増加しており，所有農地を上回る増加率を示している。

この土地持ち非農家の貸付面積41.1万haは農家及び農家以外の農業事業体の借入面積83.2万haのほぼ半分，49.3％に相当する。また，05年の農家の貸付面積は27.5万haに過ぎないため，土地持ち非農家の貸付面積は農家の貸付面積の1.5倍に達している（2000年時点では1.3倍だったため，土地持ち非農家と農家の農地貸借が農家間の貸借を上回る傾向がより強まることになった）。

いまや土地持ち非農家は農地の最大の出し手であるが，その一方で，耕作放棄地についても土地持ち非農家の存在が大きくなりつつある。2000年から05年にかけて農家の耕作放棄地が21万haから22.3万haへ1.3万haの増加にとどまったのに対し，土地持ち非農家は13.3万haから16.2万haへ約３万haも増加した。そのため，全耕作放棄地に占める土地持ち非農家の割合は38.4％から41.7％にまで上昇している。つまり，土地持ち非農家の増加は，農地の流動化と耕作放棄地化という正・負両面の動きを加速させていることになる。

次項では，こうした土地持ち非農家の増

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

加による動きが全国一律的なものなのか，地域によって大きく異なるものなのかを検証することとする。

(3) 地域別にみた農地所有及び利用の動向

第２表は，農業地域別に土地持ち非農家が農地所有者数に占める割合をみたものである。同表にみられるように，土地持ち非農家が占める割合は地域によってかなり異なり，北陸（35.0%），九州・沖縄（33.7%），東海（32.0%）と，30%を超える地域がある一方で，北海道（22.3%），東北（24.3%）のように20%前半にとどまる地域もある。ただし，いずれの地域でも2000年から05年にかけて，土地持ち非農家の割合は３～６ポイント上昇している。

次に，第３表は所有農地面積について地域別にみたものであるが，所有農地面積に占める土地持ち非農家の割合は全体的に所有者数割合に比べ低いものの，北陸（22.6%）のように20%を超えている地域もあり，その他の地域でも北海道（7.8%）と東北（11.7%）を除き10%台後半を占めている。また，所有者数と同様に，いずれの地域も2000年を３～６ポイント上回っている。

このように，土地持ち非農家の占める割合はいずれの地域でも着実に増しているが，地域によってその割合にはかなりの違いがみられている。とくに，北海道は都府県地域に比べかなり低いが，これは北海道では農家の専業傾向が非常に強く，農業経営を縮小した場合，売買により農地を手放しそのまま離農するケー

第２表　農地所有者数に占める土地持ち非農家割合

（単位　千体，%）

	2000年				2005年			
	農地所有者数合計	農家うち	土地持ち非農家	土地持ち非農家割合	農地所有者数合計	農家うち	土地持ち非農家	土地持ち非農家割合
全国	4,228	3,120	1,097	26.0	4,066	2,848	1,201	29.6
北海道	85	70	14	16.3	78	59	17	22.3
東北	635	507	126	19.8	616	463	149	24.3
関東･東山	893	672	219	24.5	866	620	244	28.1
北陸	339	239	100	29.3	330	212	115	35.0
東海	470	333	135	28.8	453	307	145	32.0
近畿	408	308	100	24.4	396	282	112	28.3
中国	427	316	111	26.0	409	285	122	29.9
四国	255	189	66	25.8	244	174	70	28.5
九州･沖縄	715	486	227	31.7	675	445	227	33.7

資料　第1表に同じ

第３表　所有農地面積に占める土地持ち非農家割合

（単位　千ha，%）

	2000年				2005年			
	所有農地面積合計	農家うち	土地持ち非農家	所有面積割合土地持ち非農家農地	所有農地面積合計	農家うち	土地持ち非農家	所有面積割合土地持ち非農家農地
全国	4,328	3,702	473	10.9	4,142	3,409	599	14.5
北海道	1,009	879	43	4.3	995	838	77	7.8
東北	839	733	74	8.8	797	681	93	11.7
関東･東山	737	635	92	12.5	703	578	116	16.4
北陸	310	255	52	16.7	300	229	68	22.6
東海	267	223	41	15.2	252	202	48	19.1
近畿	217	185	31	14.2	207	167	38	18.3
中国	249	212	35	13.8	233	188	42	18.0
四国	149	129	19	12.9	137	114	22	16.0
九州･沖縄	550	451	87	15.9	518	410	95	18.4

資料　第1表に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

スが多かったためとみられる。

以上みたように，農地所有における土地持ち非農家のウェイトはいずれの地域でも高まっており，特に都府県においては，すべての地域で所有農地面積の１割を上回るようになっている。

2　土地持ち非農家の地域別農地利用の特徴及びその要因

(1)　土地持ち非農家の農地利用の特徴

第４表は，土地持ち非農家の所有農地の利用状況を地域別にまとめたものである。

まず，土地持ち非農家の１戸当たりの所有農地面積は，例外的に大きい北海道（4.43ha）を除いても0.44haであり，これは都府県の農家の平均所有農地面積0.92haのほぼ半分の規模となる。しかも，2000年から05年にかけて土地持ち非農家の１戸当たり所有農地面積は11%も増加しており，農家の経営縮小がより経営規模の大きい層まで広がったことがうかがえる。

一方，土地持ち非農家の１戸当たり経営面積は，定義上当然であるが２ａに過ぎず，所有農地面積に占める割合も４%にとどまっている（北海道では１%未満，都府県でも６%）。そして，残りの96%の所有農地のうち69%（34ａ）を貸付地に，27%（14ａ）を耕作放棄地に振り分けている計算になる。ただし，その割合は地域によってかなり異なっており，貸付割合は北海道，北陸，東北地域で高く，逆に耕作放棄地割合は中国・四国，関東・東山といった地域で高い傾向がみられる。特に中国，四国での耕作放棄地割合は40%を超えている。

なお，地域により貸付割合には大きな違いがあるものの，その貸付が地域の農地利用において非常に重要であることは共通している。第２図は土地持ち非農家の貸付面積が農地の借入面積に占める割合をみたものである。同図にみられるように，最も高い北陸では64.7%とほぼ３分の２に上り，以下，近畿の61.6%，関東・東山58.1%が続き，中国，四国を含む７地域で50%を超えている。第１表でみたように，この間，借入面積そのものも2000年の71.1万haから05年の83.2万haへ増加しており，全国的な農地流動化に土地持ち非農家の増加が及ぼした影響は非常に大きかったといえよう。

このように，地域によって土地持

第4表　土地持ち非農家の所有農地の利用状況（2005年）

（単位　千ha，%）

	所有面積				構成比			所有面積（1戸当り）（ha）
	計	貸付面積	経営面積	耕作放棄地面積	貸付面積	経営面積	耕作放棄地面積	
全国	599	411	26	162	68.6	4.3	27.1	0.50
北海道	77	67	0	10	86.9	0.2	12.8	4.43
都府県	522	343	26	153	65.8	4.9	29.2	0.44
東北	93	67	3	24	71.5	3.0	25.5	0.62
関東･東山	116	70	6	40	60.2	4.9	34.9	0.47
北陸	68	58	2	8	85.4	2.9	11.7	0.59
東海	48	29	4	15	59.9	8.2	32.0	0.33
近畿	38	27	3	8	71.3	7.3	21.5	0.34
中国	42	21	3	17	50.9	7.3	41.7	0.34
四国	22	10	2	10	46.5	8.0	45.5	0.32
九州･沖縄	95	62	4	29	65.2	3.8	31.0	0.42

資料　第1表に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　土地持ち非農家の貸付面積対借入面積割合

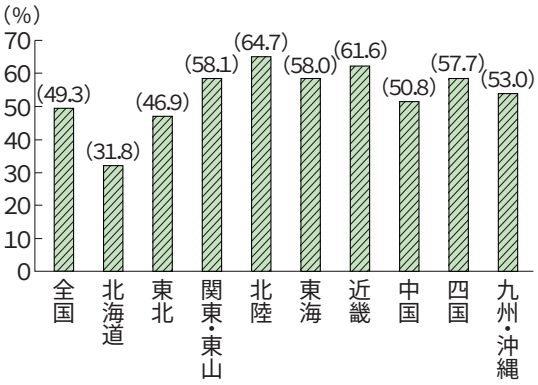

資料　第1表に同じ

ち非農家の農地利用状況は大きく異なるが，農地の貸し手としてはほとんどの地域で農家を上回っている。つまり，土地持ち非農家の農地利用によって，地域の農業構造が大きく左右される状況になりつつあるといえる。

(2)　都道府県別にみた土地持ち非農家の農地利用の特徴

ここでは，土地持ち非農家の農地利用の特徴をよりわかりやすく把握するために，土地持ち非農家の所有農地面積に対する貸付割合から耕作放棄地割合を引いた指数を（土地持ち非農家の貸付選好指数ともいうべきもの，以下「貸付選好指数」という）試算してみた。都道府県別に同指数をみたものが第３図である。

同図により，より詳細に土地持ち非農家の農地利用の傾向を読み取ることができる。例えば，指数が高いのは，北海道と北陸，東北，九州北部といった道県で，逆に低いのは南関東，近畿，そして中国，四国の各都府県である。おおよその傾向として，稲・麦等土地利用型農業のウェイトが高い地域で指数が高い一方で，都市化・過疎化が進んでいる地域で指数が低いことがうかがえる。

このように，土地持ち非農家の農地利用の違いは地域によって非常に大きいが，そのことが地域の農業構造に大きな影響をもたらしている。第４図は，都府県別に経営耕地面積に占める借入面積比率と土地持ち非農家の貸付選好指数の関係をみたものである。同図からあきらかなように，土地持

第3図　都道府県土地持ち非農家の貸付選好指数

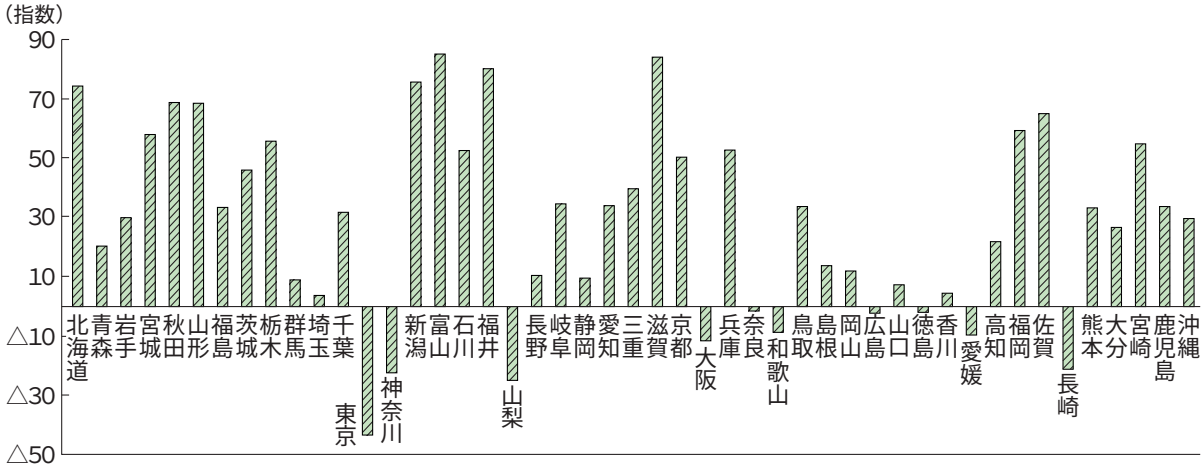

資料　第1表に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ち非農家の農地の出し手としての傾向が強い都府県ほど農地の流動化が進んでいることがうかがえる。１戸当たり経営規模と貸付選好指数をみても同様の関係がみられ，土地持ち非農家の農地利用が農地の流動化とそれに伴う規模拡大を規定する要因の一つであることが示唆される。

第４図　都府県別の借入耕地面積の割合と土地持ち非農家貸付選好指数

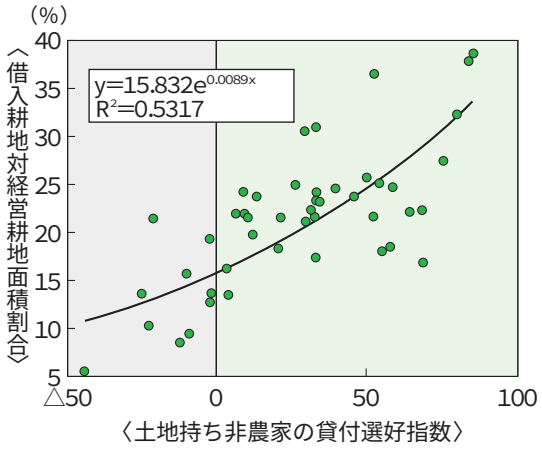

資料　第1表に同じ
（注）1　図中の数式は近似曲線のもの。
　　2　借入耕地面積割合は農家，農家以外の農業事業体。

第５表　土地持ち非農家貸付選好指数と関連指標の相関係数（都府県，2005年）

	土地持ち非農家貸付選好指数	都市計画区域の指定がある集落割合	農業従事者のうち75歳以上割合	農振農用地内耕地面積に占める田比率	私有林面積に占める不在村者所有割合
土地持ち非農家貸付選好指数	1.00				
都市計画区域の指定がある農業集落割合	−0.34	1.00			
農業従事者のうち75歳以上割合	−0.63	0.15	1.00		
農振農用地内耕地面積に占める田比率	0.67	−0.14	−0.34	1.00	
私有林面積に占める不在村者所有割合	−0.34	0.28	0.24	−0.41	1.00

資料　第1表に同じ

ここで，土地持ち非農家の農地利用に影響する要因について考えてみたい。第５表は都府県別に土地持ち非農家貸付選好指数と様々な関連指標の相関を示したものである。そこから土地持ち非農家の農地利用に影響を与える要因のいくつかを読み取ることができる。

例えば第５表からは，75歳以上の農業従事者の割合が高いほど，土地持ち非農家貸付選好指数が低くなる関係がみられる。これは土地持ち非農家が貸付するうえで，地域に受け皿となる農業者がいることが大きく影響することを示唆している。高齢化や後継者不足により自作が困難になった農家が近隣の農家への貸付を希望しても，近隣も同様に高齢化が進んでいるような状況では農地集積は難しいということであろう。

また，耕地面積に占める水田割合が高いほど，貸付選好指数が高い傾向もみられている。これは，ほ場条件が農地の貸付に大きく影響していることを示している。水田の割合が高いということは，比較的農地が平坦でほ場整備が進んでいることを意味し，出し手の農地条件も良好であるとみられるからである。また，そういった地域の方が土地持ち非農家の受け皿となる経営体も成立しやすいであろう。

さらに，都市計画区域の指定のある農業集落ほど，貸付選好指数が低い傾向もみられているが，これは都市化による他用途利用と

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の競合や，農業者の減少による集落作業への影響等が農地の出し手・受け手の双方に影響していることが考えられる。逆に，私有林に占める不在村所有者面積の割合が高いほど貸付選好指数が低いという傾向がみられることは，農家林家が多い山村部での過疎化が森林所有だけでなく農地利用にも影響を与えていることが示唆される。

このように，土地持ち非農家の農地利用にあたっては，農業者の高齢化や耕地条件といった農業内部の構造的な要因と過疎化・都市化といった農外の社会・経済情勢が複雑に影響していることがうかがえる。

3　土地持ち非農家等の今後の動向と農地利用への影響

(1)　土地持ち非農家の今後の動向と影響

さて，このように日本の農業構造に大きな影響を与えている土地持ち非農家であるが，今後の動向はどのようになるであろうか。農林水産省が2005年３月に示した「農業構造の展望」においては，2015年に土地持ち非農家は150～180万戸に増加すると予想されている。この背景には，先に指摘したように，昭和一けた世代の農業リタイアが今後も高水準で続くことがある。

もし150～180万戸に土地持ち非農家が増加した場合，土地持ち非農家の所有農地はどのように変化するであろうか。第５図は，土地持ち非農家の１戸当たり所有農地面積が2000年から05年にかけてのペースで増加したとして筆者が試算したものである（土地持ち非農家数は中間値の165万戸とした）。その結果，2015年の土地持ち非農家の所有農地面積は116万haと2005年のほぼ倍になるという結果になり，これは05年の全所有農地面積414万haの約３割程度に相当する。

これらの農地がうまく貸借に向かえば，日本農業における農地の流動化と経営規模の拡大は一層進むことになるとみられるが，ここで留意すべきなのが，先にみたように地域の農業環境によって土地持ち非農家の農地利用も大きく左右されることである。特に，現在進められている品目横断的経営安定対策では一定の農地の集積が参加の要件になるが，今後，土地持ち非農家が急増し，農地の出し手が多数現れたとしても，農地の受け皿がないために，もしくは個々の農地が零細かつ分散しているために，対策に参加できない集落が生じてくる可能性もある。例えば，平成19年産米の品目横断的経営安定対策への作付計画面積割合（対平成18年産）と先にみた土地持ち非農家の貸付選好指数との関係には，貸付選好指数が低いほど作付計画面積の割合が低

第５図　土地持ち非農家の所有農地面積の将来

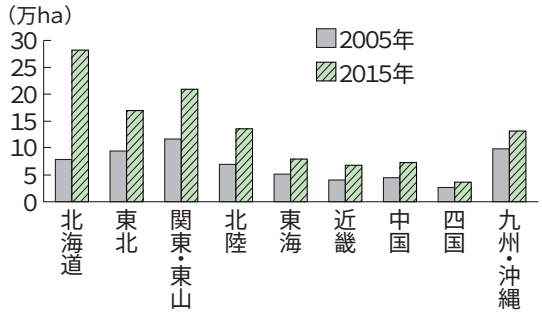

資料　第1表に同じ
（注）　2015年の土地持ち非農家の地域別合計数を165万戸とし，2005/2000年の土地持ち非農家数及び1戸当たり所有農地面積増加率を2015年まで延長して単純に試算。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第6図　経営安定対策稲作作付計画面積割合と土地持ち非農家貸付選好指数

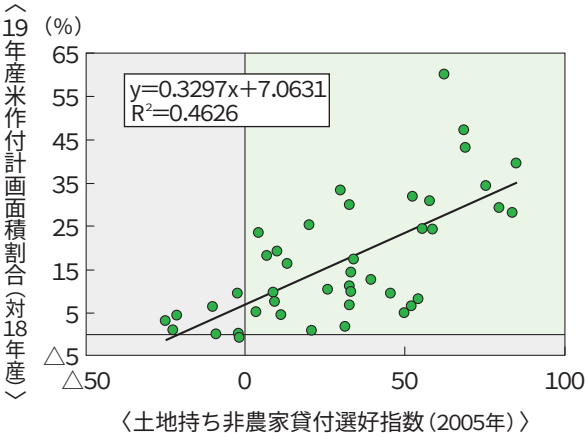

資料　農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」「2005年農林業センサス」「平成18年産水稲作付面積及び予想収穫量」
（注）1　図中の数式は近似線のもの。
2　東京，大阪，沖縄を除く各府県。

い傾向がみられている（第６図）。

今後，高齢化がさらに進むとみられる地域と農業条件の相対的に不利な地域は，中山間地域にみられるように多くの場合重なっており，制度的対応が本来必要な地域ほど参加が難しくなるという可能性もある。地域農業の維持が困難になれば，それは農村の集落機能の維持も難しくなり，地域社会全体の停滞につながる可能性もあろう。

こうした地域で農業条件が劇的に好転するとは考えにくく，現状の品目横断的経営安定対策での弾力的な対応や，それが難しい場合でも，既存の中山間地域等直接支払制度や，品目横断的経営安定対策と並行して取り組まれている「農地・水・環境保全向上対策」等の他の諸施策の継続・強化等も考慮に入れる必要があろう。

⑵　不在村農地所有者の増加とその影響

ここまでは，土地持ち非農家を中心にした動きをみてきたが，これはあくまで農家が農業経営を縮小し，農村内にとどまっているケースである。しかし，今後は世帯の継続しない農地の移動が増加してくることに留意する必要がある。これは昭和一けた世代の次世代には都市部を中心に農外へ流出していったケースが多いとみられるからである。実際，2005年センサスでも，販売農家196.3万戸のうち世帯主年齢が65歳以上で夫婦だけ，もしくは男性，女性単身者だけの世帯が27.8万戸に上る。

こうした村外へ他出した不在村農地所有者の実態について直接的な把握は困難である。ただし，全国農業会議所が06年末に実施した「不在村農地所有の管理実態に関する調査」によれば，回答農業委員会平均で，管内の不在村農地所有者が596人，その所有面積は27,483ａに上るという数字もある（ただし，同調査では記入者の単位間違いの可能性があり，面積の平均値が高くなっていることに留意が必要としている）。

また，同調査における不在村農地所有者の耕作放棄地・遊休農地面積が管内の同面積に占める割合を筆者が試算すると，回答数が異なるためあくまで参考値であるが，田・畑で26%前後に上っており，地域の農地利用に既にかなりの影響が生じていることが示唆されている（第６表）。

同調査でも，今後の不在村農地所有者について，「増えると思う」との回答が全体の86.2%に上っている。また，増加の要因としては，「在村者の死亡に伴う他出した子どもへの相続」が81.5%で最も高く，土地

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第6表　管内の耕作放棄地・遊休地面積
（回答農業委員会当たり）

（単位　ha，委員会数，%）

	田	畑	樹園地	採草地
管内の耕作放棄地・遊休地面積　(a)	65.1 (1,173)	64.0 (1,167)	32.6 (596)	8.2 (402)
不在村者が所有する耕作放棄地・遊休農地　(b)	16.9 (1,070)	16.4 (1,042)	6.9 (479)	3.1 (360)
(b/a)	26.0	25.6	21.2	37.8

資料　全国農業会議所「不在村農地所有の管理実態に関する調査」（概要）（平成19年3月），アドレスhttp://www.nca.or.jp/
（注）（　）内の数字は回答委員会数。

持ち非農家のような自営農業の縮小とは異なる農地移動が今後増加することが示唆されている。

ここで重要なのは，土地持ち非農家はあくまで農家の延長線上の存在であったが，不在村農地所有者の多くはすでに他出して長い期間が経ち，農業との接点が少ない（あるいは全く持たない）世帯と予想されることである。このことが農地利用に与える影響はかなり大きいとみられる。例えば，第７図は農地所有主体別に耕作放棄地割合を示したものであるが，同図からは農業依存度が低い主体ほど耕作放棄地割合が高くなる傾向がみられている。

第7図　所有者別耕作放棄地割合
（耕作放棄地/所有農地面積，2005年）

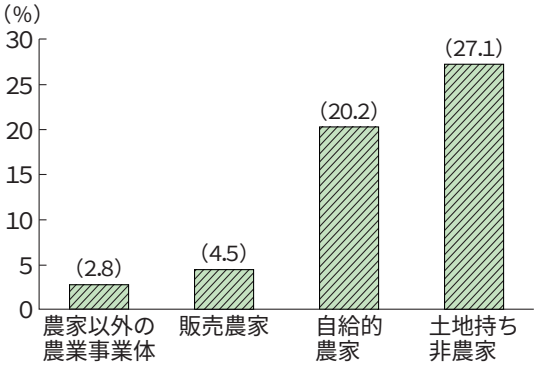

資料　第1表に同じ

もともと農業を営んでいた世帯でさえ農地利用にこれだけの格差が生じており，自営農業の経験が少ないとみられる不在村農地所有者については，より多くの問題が生じることは避けられないであろう。

また，不在村者農地所有者については，在村の土地持ち非農家と異なり，集落単位での農作業等への参加が物理的に難しくなることも懸念される。第７表にみられるように，都市・農村を問わず在村の土地持ち非農家は農道や農業用用排水路の管理等の集落作業に参加しており，地域の農業生産基盤を維持する上で非常に重要な役割を果たしているからである。

さらに，不在村農地所有者が増加した場合には，森林組合における不在村森林所有者と同様に，農地の所有者を特定することが困難もしくはそのコストが膨大になり，農地の利用集積に関しての調整が難しくなることも考えられる。

第7表　農業集落での共同作業の出役状況
（農業用用排水路）

（単位　千集落，%）

	実施農業集落数	実施形態				義務がある集落割合
		共同作業の出役義務（複数回答）			人を雇って行う	土地持ち非農家に出役
		農家	非農家土地持ち	非農家		
全　国	74.8	74.0	36.5	27.3	0.6	48.8
都市的地域	13.8	13.7	6.9	4.9	0.1	50.0
平地農業地域	22.7	22.4	11.8	9.0	0.2	51.9
中間農業地域	25.7	25.5	12.2	9.1	0.2	47.6
山間農業地域	12.5	12.5	5.6	4.3	0.0	44.5

資料　第1表に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

⑶　農地所有構造の変化へ必要な対応

これまでみたように，日本の農地の所有構造は，土地持ち非農家とその次世代とみられる不在村農地所有者の増加により大きく変化するとみられるが，最後に，これら農家以外の農地所有者が増加するなかで系統団体を含めてどのような対応が必要かを考えてみたい。

まず，農地所有構造の変化の影響として考えられるのが，農業経営を縮小もしくは行わない農地所有者の増加による耕作放棄地の拡大である。先にみたように，地域の農業条件によっては必ずしもこうした農地の出し手の急増に対応できるだけの受け手がいるわけではない。そうした状況においては，関連機関が主導しての農地の受け皿づくりが緊急の課題となろう。例えば，JAが出資する農業生産法人の設立事例が既にみられているが，こうした取組みをさらに進めていく必要があろう。

また，現在取り組まれている品目横断的経営安定対策を契機とした集落営農組織の育成も，そうした農地の所有構造の変化の影響を抑制する効果があるとみられ，取組みをさらに進めていく必要があろう（ただし，先にみたように，農業条件が絶対的に不利でそうした対策に参加できない地域には弾力的な対応，もしくは別途方策を考えることも必要である）。

次に，農地の所有構造が大きく変化するなかで，農地の面的な維持を図り，かつその流動化を効率的に進めていく上では，管内の農地の所有者，利用者，貸借の希望等の正確な情報を一元的に管理する仕組みづくりが必要であろう（農地の所有状況の把握は農地所有者に農地保全のための適切なコストを負担してもらう上でも重要である）。

筆者はGIS（地理情報システム）を使った地域の農地情報システムの構築が上記の仕組みづくりの一つとして考えられることを長野県内の事例により紹介した(注5)。また，農林水産省の「農業・農村情報整備・活用研究会」がとりまとめた「地図情報の効果的な活用に向けて」（07年３月）のなかでも，農地の面的集積や共同活動等において「GISは地域の合意形成や基礎資料の作成等に不可欠なツール」と位置づけている。この取組みでは，先の農業情報の共有において，農協，役場，農業委員会，農業共済組合，土地改良区などの各関連機関の連携が非常に重要であり，地域農業者の組織体である農協に期待される部分は非常に大きいと考える。

また，土地持ち非農家の多くは小規模ながら農業を継続し，農協の正組合員であるケースがほとんどである。そうした土地持ち非農家である正組合員の農地利用に関しては，資産管理の一環として農協が支援できる部分も大きいであろう。第24回JA全国大会においても，『組合員の資産管理の総合的な支援』が掲げられており，そのなかで「JAは，組合員はもとより後継者や定年退職を迎える農地所有者に対し，相続・遺言や生活設計相談が的確に行える体制を整備します」とある。こうした農協の資産管理事業を通じて土地持ち非農家が所有す

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

る農地を適切に管理することが，将来相続を通じて発生する不在村農地所有者の農地利用への対応にもつながっていこう。その場合，農協の資産管理部門と営農部門とが連携して対応することも考えられる。さらにいえば，地域農業のステークホルダーとして不在村農地所有者を農協組織に積極的に取り込んでいく方策も検討されるべきであろう。

加えて，土地持ち非農家・不在村農地所有者が農地を提供しやすい農地制度・税制等の検討も必要である。07年８月に農林水産省がまとめた「農地政策の見直しについて」では，上記の農地情報の一元化のための予算措置が盛り込まれているが，農地税制については，「農地制度の見直しの方向に即し，農地税制の見直しについて引き続き検討」とある。今回みたように，土地持ち非農家・不在村農地所有者の今後の増加を前提とすれば，農地の出し手のコスト（例えば，農地の相続・登記等に係る費用）をより軽減する方向での検討も必要になろう。

（注５）内田多喜生（2005）「GIS（地理情報システム）と地域農業振興」『調査と情報』７月，参照。

おわりに

本稿でみたように，農地の所有構造は近年大きく変化している。つまり，自らは小規模な経営にとどまる多数の農地の出し手が出現したことで，農地の流動化が急速に進んできたのである。

ただし，現在その主体である土地持ち非農家は農業から完全に離れたわけではなく，地域農業にも集落作業等を通じ関与し，農業への理解も一定程度ある世帯である。一方，今後相続等に伴って増加が予想される不在村農地所有者は農業との接点が少ない世帯が多いとみられる。

受け手側の体制が不十分なままこれら世帯が急増した場合，農地の面的な維持が困難になる可能性もあり，土地持ち非農家から不在村農地所有者への農地移動が本格化する前に，系統組織，行政，関連団体等の連携による迅速な対応が求められよう。

（主任研究員　内田多喜生・うちだたきお**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

1970年代以降近年までの農協資金の軌跡

〔要　　旨〕

1　農協金融は農業・農村の金融として，その時代の経済・金融の動向，農業や農家・農村の変化の影響を受けて，著しい成長・発展を遂げてきた。本稿は農協の貯金・貸出金の動向を70年代，80年代，90年代以降の３つの時期に分けて分析し，それに影響を及ぼした様々な要因の分析・整理を試みる。

2　70年代は高度成長から安定成長に変わり，農家は農業所得が伸び悩むなか，兼業化の進展により農外所得が拡大した。農協貯金は72，73年に土地代金流入により急増，その後も農外収入増で年間増加額は２兆円を超える水準が続いた。貸出金は金融が逼迫した73年に年間増加額1.9兆円の最高額を記録，その後は厳しい引締めで増加額の縮小が続いた。貸出用途別では農業資金の割合が低下し，農外事業資金，住宅・アパート資金が伸長した。

3　80年代は円高不況からバブル景気へと移り，金融面では金利の自由化により大口定期，小口ＭＭＣ等が導入された。農家は農業所得が冷害等で低迷，農外所得も円高不況で伸び悩んだ。農協貯金は前半伸び悩んだが，88～91年は土地代金の急増により年間増加額は３～５兆円に膨らんだ。貸出金は前半低迷したが88年以降回復し，南関東を中心に住宅・アパート資金が伸長した。

4　90年代以降は，バブル経済が崩後し不況が長期化した。金融面では金融ビッグバン，金融機関の破綻処理，ゼロ金利政策，量的緩和政策，ペイオフ凍結解除等が実施された。農家は農業所得，農外所得とも低迷した。農協貯金は92年以降増加額が縮小し，95年は住専問題の影響を受け，初めて残高減少となったが以後回復した。貸出金は99年以降増加額が縮小し2000年より残高減少となった。貸出用途別ではアパート(賃貸住宅)資金が全国に広まったが，近年は自己住宅資金が中心となっている。

5　これまで農家の兼業化による農外収入の増加が，農家の家計の安定化をもたらし農協貯金の中心財源となった。また，農村の都市化による土地代金の流入が貯金の増加を加速してきた。近年の貯金の伸び悩みは，こうした財源の低下と低金利により資金の一部が市場性金融商品に流れていることが原因と思われる。さらに今後，構造的要因として農家の相続・離農による貯金減少の影響が懸念され，その対策，取組みが重要である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
１　1970年代の動向
２　1980年代の動向
３　1990年代以降の動向
おわりに

はじめに

農協金融は農業・農村の金融として，戦後の発足から今日まで著しい成長・発展を遂げてきた。こうした発展の背景には，わが国の経済・金融の動向，農業・農政，農村・農家経済等の動向が大きくかかわっている。

本稿では，1970年代以降近年までの農協貯金・貸出金の動向を70年代，80年代，90年代以降の３つの時期に分けて分析し，それに影響を及ぼした様々な要因の分析・整理を試みてみたい。

１　1970年代の動向

(1)　経済金融情勢［高度成長から安定成長へ］

50，60年代に高度成長を遂げ国際競争力が増した日本経済は，70年代に入るとニクソンショック(注１)と為替の変動相場制への移行による円切上げの影響で景気は悪化したが，政府の大型景気対策により72年には景気は上昇に転じた。しかし，外貨準備高の増大や金融緩和による過剰流動性が生じるなか，田中首相の日本列島改造論がブームとなるなど，経済成長への期待から土地，株式等への投資が進み，高騰をもたらした。

73年10月，第四次中東戦争を引き金に第一次石油危機が発生し，日本も物価の高騰，景気の大幅な悪化から，74年の成長率は戦後初のマイナスとなった。政府は強力な総需要抑制策を実施し，大幅な金融の引締め，生活関連物資等の物価抑制緊急対策をとった結果，その後は物価も沈静化し，景気も回復に転じた。78年秋にはイランの政情不安を契機に第二次石油危機が発生したが，日本経済は物価が比較的安定を保つなど，その影響は前回より軽微にとどまった。

このように二度にわたる石油危機を乗り切るなかで，日本経済は高度成長から安定成長へと変化し，国は大幅な公共投資から財政赤字が膨らみ，一方，企業は過剰人員の削減，借入圧縮等の減量経営が進んだ。

（注１）1971年８月ニクソン米大統領が金とドルとの交換停止を含む一連の緊急経済対策を発表し，世界経済に衝撃を与えた。これに伴いIMF体制の柱である為替の固定相場制が崩れ，変動相場制に移行した。

(2)　農家経済の動向［農外所得増加］

農家経済とは，農家の収入，支出等の家計の状況を表すもので，その動向は農協の貯金，貸出金等の動向をみる上で重要な要素・背景となっている（第１図）。

農業所得は60年代まで増加が続いたが，70，71年は米の生産調整，米価据置，冷害による減収と農業経費の上昇から減少となった。72年以降は急激なインフレの影響で

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1図　農家経済の動向（農家1戸当たり）

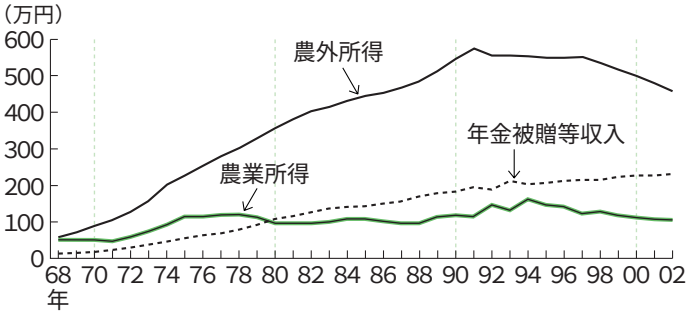

資料　農林水産省「農家経済調査」
（注）　92年から販売農家に変更されている。

75年まで上昇が続いたが，物価上昇分を除くと低下ないし横ばいの水準で，76年以降も伸び悩みが続いた。

農外所得は60年代に農家の兼業化が著しく進んだ影響で，63年には農業所得を超え，70年代に入っても安定的に伸長し，農家総所得に占める割合は，69年の52%から79年には62%に上昇した。

⑶　個人預貯金の動向［郵貯シェア急拡大］

70年代前半の個人預貯金の前年比伸び率は20%前後の高い水準となった（第２図）。

第2図　金融機関別個人預貯金の前年比伸び率の動向

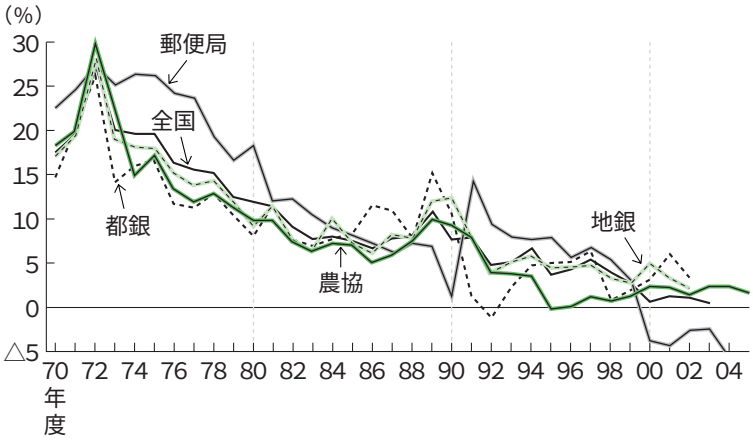

資料　日銀『金融経済統計月報』

特に72年は土地への投資拡大から地価が高騰し，個人部門にも多額の土地代金が流入したため，伸び率は27.3%を記録した。しかしその後は強力な金融引締め，土地取引の規制強化等により土地取引は沈静化し，74年以降の預貯金の伸び率も緩やかな低下傾向が続いた。

業態別に伸び率をみると，郵貯が他を大きく引き離し高い水準で推移した。金融引締めの影響で預貯金金利が高い水準となったなかで（後掲第７図），郵貯の定額貯金は預入時の金利で最長10年，半年複利という他を圧倒する有利性により多くの資金を集め，シェアも70年の19%から80年には30%に拡大した。都銀の伸び率は業態のなかでは最も低く，地銀は郵貯に次ぐ水準であるが，郵貯伸長の影響でシェアはいずれも低下が続いた。

⑷　農協貯金の動向［年間増加額急拡大］

農協貯金の70，71年の年間増加額は１兆円前後であったが，72年には一挙に２兆円を超え，前年比伸び率も29.8%と他業態と比べても最も高い水準となった（第３図）。74年は２兆円を下回ったものの，75年には再び２兆円を超え，78年度以降は２兆５千億円前後に拡大した。

この時期の貯金財源については，当総研の農協信用事業動向調査によると，60年代ま

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3図　農協貯金の年間増減額の推移

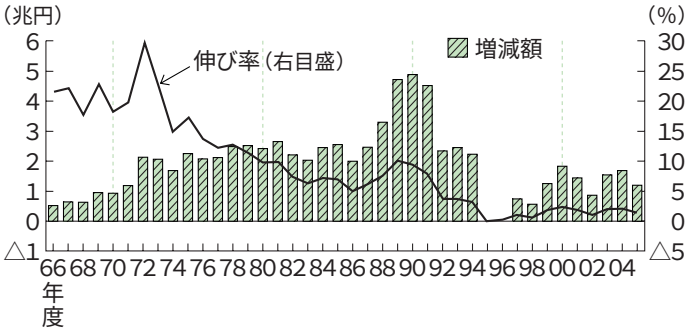

資料　農協残高試算表

第4図　主要な貯金財源の推移

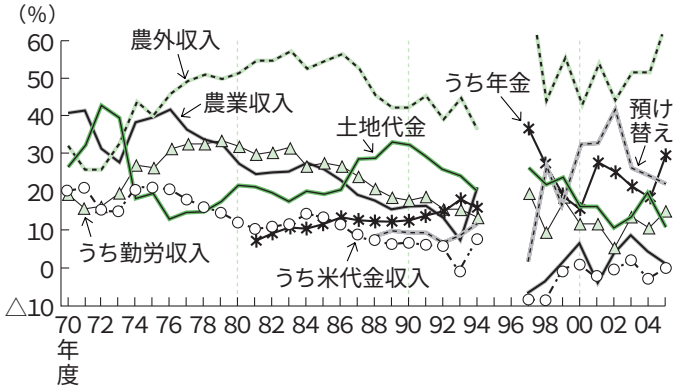

資料　農中総研「農協信用事業動向調査」

では米代金等の農業収入が中心であったが，72，73年は土地代金が急増し，さらに76年以降は勤労収入等の農外収入が中心となっている（第４図）。農業収入が米の生産調整，価格据置等により伸び悩むなかで，農村にも土地代金が流入し，72，73年は土地代金の急増が貯金増加額を一挙に２兆円に押し上げたとみられる（後掲第８図）。また貯金財源として農外収入が中心となってきたことは，兼業化の進展による農家の収入構造の変化を反映している。

地区別(注2)に年間増加額をみると，都市化地区は72年に1.2兆円と急増し，75年以降も１兆円を超える増加が続いた。中間地区，農村地区も，72年はいずれも４千億円を超える増加となり，その後も増加額の拡大傾向が続いた。土地代金の流入は都市化地区に限らず，中間地区，農村地区でも大きな財源となった。

（注２）当総研独自の地区区分で，以下のとおり。
都市化地区－南関東，東海，近畿，山陽
中間地区－北関東，東山（長野，山梨），北陸，四国，山陽
農村地区－北海道，東北，山陰，九州

(5) 農協貸出金の動向［農業資金の割合低下，農外・住宅資金伸長］

60年代後半，農協貸出金（公庫資金貸付，共済貸付，金融機関貸付を除く。以下同じ）は高い資金需要から20%を超える伸び率が続いた（第５図）。金融逼迫期に入った73年は年間増加額が1.9兆円と後のバブル期を超える史上最高額を記録し，伸び率も46.4%の高い水準となった。その後の厳しい金融引締めの影響で74年以降伸び率は低下傾向となり，79，80年は景気の回復から伸び率は再び上昇した。

第5図　農協貸出金の年間増減額の推移

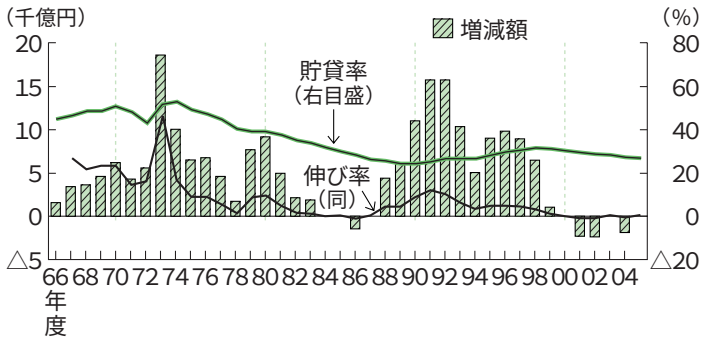

資料　農協残高試算表

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

貯貸率は60年代より50%近い水準で推移し，貸出金が急増した73年は51.8%，74年は52.7%を記録したが，それ以降は貯金の増勢によりゆっくりと低下した。

貸出金残高の用途別内訳について，用途別構成の調査をもとにみてみたい（第６図）。60年代までは農業資金が５割を超えていたが70年代には急速に低下し，代わって農外事業資金，住宅・アパート資金が伸び，その割合が拡大した。70年代後半は農業資金に持ち直しがみられる一方，農外事業資金は金融緩和期に入ったことで伸び悩んだ。住宅・アパート資金は拡大が続いたが，79，80年は伸び悩みがみられた。

農協の貸出金の増加額が金融の逼迫期，緩和期に合わせて大きく変動するようになったのは70年代ごろからであり，その動きは都銀，地銀等とは異なり，金融逼迫期に増勢が強まり緩和期に弱まる傾向がみられる。これは逼迫期に他行で対応できなかった資金需要が資金に余裕のある農協系統に向かい，反対に緩和期には他行に戻っていくためで，70年代の農外事業資金の増加はこうした理由によるものである。

地区別に伸び率をみると，73年は都市化地区53.0%，中間地区48.7%，農村地区33.4%といずれの地区も急増したが，74年以降は都市化地区，中間地区は農外事業資金の減少で伸び率が急落し，その後も低迷が続いた。一方，農業資金が中心の農村地区の伸び率は他地区を上回る水準で推移した。

２　1980年代の動向

(1)　経済金融情勢［円高不況からバブル景気へ］

第二次石油危機を乗り切った日本経済は，米国の景気立ち直りから対米輸出が急増し，経常黒字が大きく拡大，対外貿易摩擦が深刻化した。一方，米国は財政と貿易の「双子の赤字」を抱えるなかで進んだドル高，高金利が国際経済の大きな不安定要因となった。

こうしたなか85年９月，先進５か国蔵相会議によるドル高是正の合意（プラザ合意）がなされ，以後急速に円高が進み，競争力の乏しい国内企業は深刻な打撃を受けた。政府は大幅な金融緩和と公共投資の拡大，大規模な内需拡大策を進め，これまでの輸出主導から内需主導の景気回復が徐々に進んだ。個人消費の高級化現象が現れ，円高を受けた外車，美術品等の輸

第６図　資金用途別の貸出構成の推移（1961−89年）

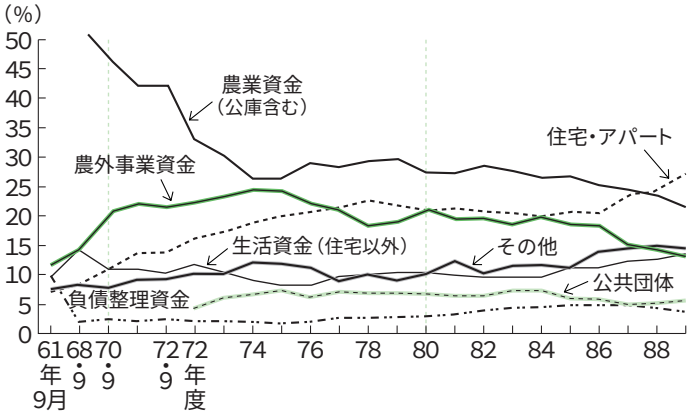

資料　61年9月～72年9月は（財）農村金融研究会調べ，72年度以降は農中総研「農協信用事業動向調査」
（注）　農業貸出に農林公庫資金貸出を含む。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

入，海外旅行も大きく伸びた。

景気拡大が長期化するなかで企業収益が大幅に増加を続け，株価も上昇した。また，東京の世界の金融センターとしての期待から，都心を中心に地価が上昇し，次第に全国にも波及した。こうした資産価格の上昇は一方で過大な上昇期待を招き，株価や地価が更に上昇を続け，バブル景気へと突き進んだ。

金融制度面では，金融自由化の第一段階として預貯金金利の自由化が進められ，85年３月に市場金利連動型預貯金（MMC，最低預入額５千万円），10月に大口の自由金利定期（同10億円），89年６月に小口の市場金利連動型預貯金（小口MMC，同300万円）が導入され，最低預入額は段階的に引き下げられていった。

(2) 農家経済の動向［農業所得低迷，農外所得伸び悩み］

80年の農業所得は，農産物価格の低迷に加え記録的な冷害による米の減収で前年比△15.5％の大幅な減少となった（前掲第１図）。83，84年は米の収穫の回復で農業所得は回復したが，85年以降は円高の影響で資材価格は低下したものの，野菜，果樹，畜産物の価格低下による減収が大きく，再び低迷が続いた。

農外所得も第二次石油危機後の景気低迷や円高不況の影響で伸びが鈍化し，農家総所得も伸び悩みが続いた。

(3) 個人預貯金の動向［前半伸び率低下，後半景気拡大で上昇］

80年代の個人金融資産の特徴は，金融自由化を背景に預貯金以外の金融商品への広がりと金利選好が強まったことである。既に70年代から保険，株式，公社債，投資信託の増加がみられ，80年代には更にこうした商品が伸び，預貯金の伸び率低迷の要因となった。また金利の変更が相次いだことで預貯金者が金利を意識した行動をとるようになり，自由金利商品も人気となった（第７図）。

業態別の動向をみると，郵貯は80年代前半も他を上回る伸び率が続いたが，81年は民間金融機関が新たに導入した期日指定定期に資金が集まり，郵貯の伸び率は低下した（前掲第２図）。85年も自由金利の大口定期，MMCが民間に新設され，こうした高利回り商品に注力した都銀の伸び率が86，87年と大幅に上昇し，郵貯，その他の業態は伸び悩んだ。87年以降は景気拡大と土地代金の流入等で民間金融機関は自由金利商品を受け皿に伸び率は上昇したが，郵貯は定額貯金の大量満期分の流出から伸び率は

第７図　公定歩合，1年定期の金利水準の推移

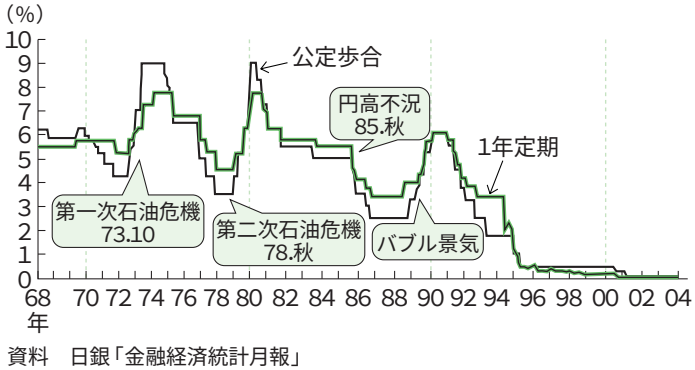

資料　日銀「金融経済統計月報」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

低下した。

(4) 農協貯金の動向［前半伸び率低迷，後半土地代金流入で急上昇］

80年代前半の農協貯金の伸び率は低迷が続いた（前掲第３図）。81年は期日指定定期の導入で伸び率は横ばいを維持したものの，82年から86年にかけては農産物価格の低下や農外所得の伸び悩みで伸び率の低迷が続いた。

87年ごろから南関東，東海，近畿とその周辺から土地代金の流入が活発となり，次第に全国に波及した。88年の年間増加額は3.3兆円，89年4.7兆円，90年4.9兆円と著しい増加となり，これらの資金は大口定期，MMC等の自由金利商品が受け皿となった。

貯金財源について前掲第４図で見ていきたい。70年代に引き続き80年代も農外収入が中心となっている。農外収入のうち過半が勤労収入であるが，勤労収入は次第に比率を下げ，代わって年金が上昇しており，組合員の高齢化を反映しているものとみられる。土地代金は80年代前半で２割前後を占め，都市部では住宅地化が，農村部でも公共事業等による買収が続いたためとみられる。87年からは土地代金が急上昇し89，90年ごろがピークとなった（第８図）。東京を起点に始まった地価上昇が大阪，名古屋にも飛び火し，バブル景気のもと地方にも地価上昇と土地取引の活発化を促した。農業収入は84年の米の豊作でやや回復したものの，80年代を通じて貯金財源に占める比率は低下した。

地区別では，80年代前半は各地区とも伸び率は低迷し，特に農村地区は東北の３年連続の冷害もあり伸び率は最も低下した。後半は，都市化地区，中間地区は土地代金の流入で伸び率は急回復したが，農村地区は回復がやや遅れた。

貯金種類別の動向をみると，80年代は期日指定定期や自由金利商品が新たに加わり，金利選好の高まりからこうした新商品に資金が流れたことが特徴である（第９図）。81年６月に導入された期日指定定期は当初定期性貯金の年間増加額を上回るペ

第8図　農家の土地売却額の推移

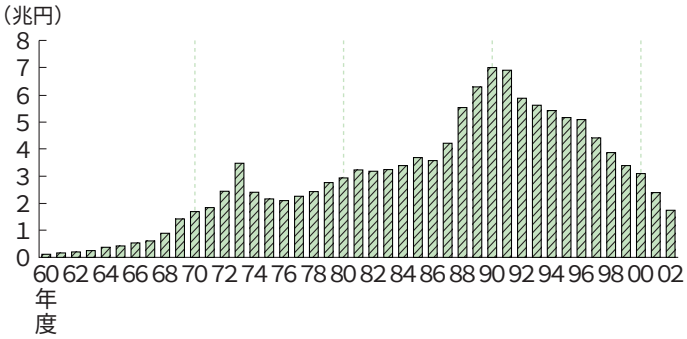

資料　農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

第9図　種類別貯金の年間増減額の推移（1980～2005年）

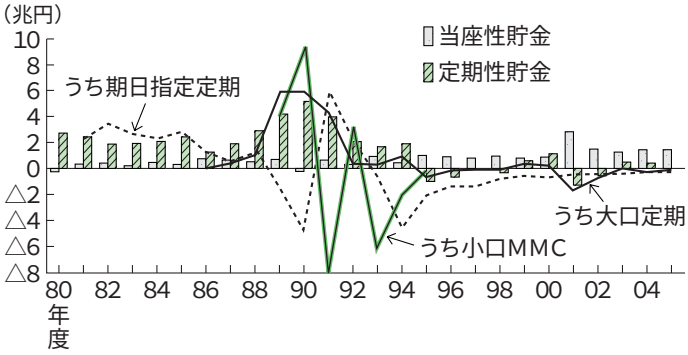

資料　農協残高試算表

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ースで増加したが，86，87年は金利上昇待ちの影響で低下し，89，90年は大口定期，小口MMCの影響で大幅減少に転じた。一方85年10月から導入された大口定期は，最低預入単位の引下げに伴い土地代金等を吸収し，89，90年の増加額は各々5.8兆円に達した。また89年６月に導入された小口MMC（スーパーMMC）も89年４兆円，90年９兆円と急増した。

⑸　農協貸出金の動向［農業資金・農外事業資金低下，住宅・アパート資金伸長］

79，80年は景気の回復で貸出金の伸び率は上昇したが，81年以降は金融緩和期に入ったことで再び低下が続いた（前掲第５図）。特に円高不況の直撃を受けた86，87年は残高減少となったが，その後の内需拡大に伴う景気の回復で88，89年は伸び率が回復した。貯貸率は貯金の増勢と貸出金の低迷により低下が続いた。

貸出金残高の用途別内訳をみると（前掲第６図），農業資金は冷害や農産物価格低迷等の影響で投資が抑制されたことから低下が続き，89年には２割近くまで低下した。農外事業資金も金融緩和のもとで低下傾向となり，円高不況の87年は15％まで低下した。一方，住宅・アパート資金は80年代前半は２割前後で推移していたが，87年以降は急速に増加し，89年には３割近くまで拡大した。住宅・アパート資金の増加は南関東地区の特に東京，神奈川の両都県に集中しており，自己住宅の建設資金のほかに，都心部の組合員の資産管理のためのアパート（賃貸住宅）建設が急速に増加してきたためである。住宅を除いた生活資金も80年代後半から伸長し，農協の統一ローン（クローバー，カード，教育，自動車等）推進が進んだためとみられる。

住宅・アパート資金，生活資金の増加の要因には，農業資金，農外事業資金が低迷するなかで，80年からスタートした農協の融資基盤確立運動，農協統一ローン推進運動，88年からのローンチャレンジ運動等の全国的な取組みが影響しており，こうしたローンを保証するための農業信用基金協会の機能拡充が進み，県農協保証センター，全国農協保証センターも新たに設立された。

地区別にみると，80年代前半は都市化，中間，農村の３地区とも年間増加額の縮小が続いたが，後半は景気回復のなかで特に都市化地区で住宅・アパート資金，生活ローンの伸長が著しくなった。

３　1990年代以降の動向

⑴　経済金融情勢

［バブル経済崩壊から長期不況へ］

バブル経済は89年に株価が，90年に地価が最高値をつけてピークを迎え，以後景気は急速な下降をたどった。景気後退がこれまでになく厳しいものとなったのは，バブル期に借入でリスクの高い株式，不動産等の投資を行い，それが不良資産化したこと，不良資産を抱えた企業が設備投資や人件費を大幅に抑制したこと，多額の不良債権を

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

抱えた金融機関が「貸し渋り」と言われるように貸出に極めて慎重になったこと等があげられる。

93年秋に景気は回復局面に入ったもののそのテンポは遅く，95，96年は政府の度重なる景気対策，消費税率引上げ前の駆け込み需要等で回復が見られたものの，97年春以降はこれらの要因が剥げ落ち，アジア経済危機，大手金融機関の破綻の影響が加わり急激な景気の落ち込みとなった。政府は一連の金融システム安定化対策，公共投資拡大と減税による景気刺激対策を講じ，98年秋には金融システム不安が沈静化し，99年秋以降は緩やかな回復傾向となった。

しかし2000年半ばから世界的にＩＴ需要が冷え込んだ影響で景気は再び後退したことから，01年にはゼロ金利政策に加え，量的緩和政策が採られた。政府はデフレ対策に取り組む一方，企業もリストラを進めたことにより収益が回復し，03年からは緩やかに景気の回復が進んだ。

金融制度面では，97年から01年まで「金融ビッグバン」と呼ばれる一連の金融システム改革が行われ，業務規制緩和による参入の促進，金融サービスの多様化，手数料等の価格競争の自由化，情報の開示，金融市場や会計制度の整備等が進められた。

また，90年代後半には大手を含む金融機関の破綻が相次ぎ，金融危機が表面化した。このため政府は98年４月の早期是正措置の導入をはじめ，金融システム安定化のための特別法を制定，ペイオフの凍結解除を延期し，破綻金融機関の処理を進め，大手行をはじめ金融機関への公的資金の注入を行った。資金注入を受けた金融機関は経営の健全化が求められ，リストラによる効率化，大規模な経営統合へと進んでいった。

⑵　農家経済の動向

［農業，農外所得とも低迷］

農業所得は91，93年に冷害の影響を受け低下し，特に93年はまれにみる大冷害で米の減収と果樹の品質低下による価格低下から大幅減少となった（前掲第１図）。

94年は一転大豊作となり回復したが，95年以降は再び価格低下の影響で減少傾向となり，その後も低迷が続いた。農外所得はバブル景気の影響で90，91年は高い伸びとなったが，92年以降はバブル崩壊の影響で減少に転じ，96，97年はやや回復がみられたものの，98年以降は不況の長期化で減少幅の拡大が続いた。

⑶　個人預貯金の動向

［不況長期化で伸び率低迷が続く］

個人金融資産は90年代に入ると大きく増勢が鈍化し，預貯金の伸び率も低下した。保険が伸び悩み，株式，投資信託も市況低迷から減少となる一方，金利先安感の強まりから５年物で半年複利の金融債のワイドや貸付信託のビッグが人気を集めた。

郵貯は80年に預けられた定額貯金の大量満期分が流出した影響で90年は伸び率が大幅に低下したが，91年は金利先安感から逆に定額貯金へのシフトが生じ急騰した（前掲第２図）。民間金融機関は90年以降伸び

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

率が一斉に低下し，特に都銀は大口定期の流出から91，92年は大きく低下した。

93年からは景気回復期に入ったことで個人預貯金は伸び率の回復が見られたが，97年以降は景気の後退により再び低下が続いた。郵貯も伸び率の低下が続いたが，金利低下局面で定額貯金が堅調なことから伸び率は他金融機関を上回って推移した。

2000年代に入ると郵貯は定額貯金の大量満期分が超低金利と預入限度額規制の強化の影響で他金融機関に流れ，一挙に残高減少に転じた。02年４月定期性預貯金のペイオフの凍結が解除され，都銀等に資金が流れる動きもあったが，その後都銀，地銀等が預金から投資信託等の販売に重点を移したことで伸び率は低下傾向となった。

(4)　農協貯金の動向［90年代前半伸び率急低下，後半徐々に回復］

90年は土地代金に加え郵貯からの流入もあり，年間増加額4.9兆円（伸び率9.6%）と過去最高を記録，91年も4.5兆円の増加となった（前掲第３図）。しかし92年以降は土地取引沈静化の影響で増加額も２兆円台に低下した。

95年は住専処理問題をめぐり農協系統への批判的なマスコミ報道や論評が相次ぎ，その影響を受けて，伸び率は△0.1%と初めてマイナスとなった。しかし，その後は農協の信頼回復に向けた取組みと貯蓄推進活動を積極的に進めたこと，大口の公金貯金の獲得や相次ぐ地域金融機関の破綻で農協に資金が流入したことなどから，伸び率は徐々に回復傾向となった。

2000年は郵貯定額貯金の満期分の流入等で伸び率は2.6%に回復，02年は４月の定期性預貯金のペイオフ凍結解除の影響で大口定期の一部が流出したが，その後はJAバンクシステムのスタートによる信頼性の浸透もあり，伸び率は２%前後で安定的に推移している。

貯金財源については，80年代に引き続き農外収入が中心となっているが，その内訳は勤労収入の割合が低下し，代わって年金が上昇している（前掲第４図）。バブル経済崩壊以降の不況が続くなかで勤労収入が縮小する一方，高齢化が進み年金の流入が増えているためである。土地代金は90年代に入って急速に割合を下げ，代わって他金融機関からの預け替え資金の割合が急激に上昇しており，特に2000年以降は年金，土地代金を抜き財源のトップとなっている。

貯金種類別の動向では，90年代初めは金利低下局面のなかで，自由金利定期（大口定期，小口MMC）と規制金利定期（期日指定等）の金利が一時的に逆転したため，金利選好による両者間の資金移動が目立った（前掲第９図）。なお，93年６月より小口定期預貯金の金利がすべて自由化され「スーパー定期」となった。期日指定定期の金利も自由化されたが，金利が低下するなかで商品の魅力が薄れ，以後減少が続いている。

95年は定期性貯金が初めて減少となった。住専問題の影響で定期の一部が他業態に流れたり，当座性貯金に振り代わったためとみられる。定期性貯金の減少は98年ま

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

で続き，99年より増加に転じたが，02年４月のペイオフ凍結解除の影響で大口定期から当座性貯金への振替が生じ，再び減少した。03年以降定期性貯金は増加に転じたものの，当座性貯金の増勢が続いている。

(5) 農協貸出金の動向［農業資金・農外事業資金の比率低下，自己住宅・賃貸住宅資金５割へ］

バブル景気の影響を受け90～92年は貸出金が急増し，91，92年の増加額は各々1.6兆円と73年に次ぐ高い水準となった（前掲第５図）。93，94年は景気後退から低下したが，95年から97年までは政府の景気対策もあり８千億円を超える増加を維持した。しかし99年は景気の落ち込みで縮小し，2000年以降は残高減少に転じた。貯貸率は90年の24.0％から98年には31.1％に回復したが，以後は低下傾向となった。

資金用途別の残高構成をみると（第10図），農業資金は低下が続き，02年には１割を切るとともに残高減少が続いている。農外事業資金は93，94年にやや上昇したが，それ以降は景気の後退で低下が続き，02年以降は残高減少となっている。賃貸住宅（アパート），自己住宅資金は90年代も伸長が続いた。賃貸住宅資金はそれまでの東京，神奈川等の都心部中心から関西，中京地区をはじめ主要地方都市とその周辺部にも広がり，農協が農家の資産管理事業，相続対策として賃貸住宅建設に取り組んだことが残高伸長の大きな要因となった。しかし，近年は需要がピークを過ぎたとみられ，残高は減少に転じている。

第１０図　資金用途別の貸出構成の推移（1990～2004年）

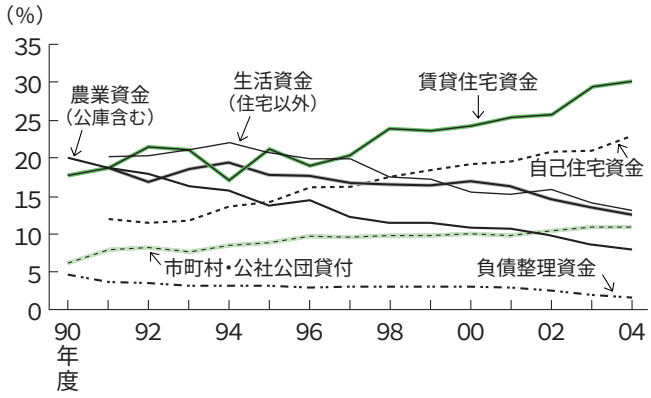

資料　農中総研「農協信用事業動向調査」
（注）　農業貸出に農林公庫資金貸出を含む。

自己住宅資金は90年代に入って伸びが加速し，80年代から続く住宅ローンの推進が定着するとともに，2000年以降は高金利時のローンの借換需要や住宅金融公庫の業務縮小に伴う影響等で貸出の伸長が続いている。

生活資金は90年代に入っても伸長が続いたが94年をピークに以後低下傾向となった。住宅資金の著しい伸長の影響を受けたこともあるが，自動車ローン，カードローン等が不景気の影響を受けて伸び悩んだ影響も大きい。市町村・公社公団貸付は徐々に割合を増し2000年には１割を超えた。一般に信用力が高く貸出ロットも大きいことから農協も積極的に対応しているためである。しかし近年は多額の負債から信用不安を抱える公社等もあり，今後は慎重な対応が必要となっている。

おわりに

これまでみてきたように，農協金融はそ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の時代の経済・金融の流れの影響を受けるとともに，農家・農村の構造変化の影響をより強く受けて変化・発展してきた。高度経済成長期に進んだ農家の兼業化は，伸び悩む農業収入に対して給与等の安定した収入を農家の家計にもたらし，農協の貯金財源の中心となった。また農村の都市化は，農地の宅地，工業用地等への転用需要による地価の上昇を促し，土地代金の流入が農協貯金の増加を加速した。また，農協の農業貸出が伸び悩む一方で，農外事業資金が増加し，住宅・アパート資金が貸出金の中心となってきたのは，農村の都市化の影響を強く受けたものである。

しかし近年の農協の貯金，貸出金の資金の動きをみると，貯金は72年以降90年代前半まで毎年２兆円を超える増加が続いたが，95年以降は２兆円に届かない状況が今日まで長く続いている。貸出金も2000年から05年まで減少が続くなど不振が続いた（前掲第３図，第５図）。

貯金の伸び悩みについては，他金融機関の個人預貯金にも共通にみられる現象であり，その要因には大きく二つあげられる。一つはバブル経済崩壊以降の長期不況による家計収入の低下と土地代金収入の大幅な低下である。二つ目は預貯金の超低金利水準が長く続いているため，国債や投資信託等の市場性金融商品に資金が流れているためである。

他金融機関については上記二つの要因でおおむね説明できるが，農協についてはさらに近年の農家組合員の相続の増加を考慮する必要がある。日本農業の中心的担い手として組合員の多数を占めてきた昭和一けた生まれ世代の相続による貯金の流出が近年増加している。筆者の試算では，相続に伴い95年から2000年まで毎年6,500億円程度流出したとみられ，その後徐々に増加しピークの2015～2020年ごろは毎年9,000億円弱の流出が見込まれる[注３]。また07年度から始まった「品目横断的経営安定対策」により農業施策は担い手に絞られ，施策から外れた農家の離農が今後進むとみられる。

組合員の減少，離農農家の増加は今後信用事業に限らず農協の組織・事業に及ぼす影響は大きい。昨年の第24回JA全国大会では，組合員加入の促進と地域住民への組合の利用・参加を積極的に促す，としている。地域住民による農協の利用・参加の促進は今後の必要不可欠な課題であり，農協の積極的な取組みが必要となっている。

（注３）本田（2003）「農協組合員の相続の増加と農協金融への影響」『農林金融』５月号

＜参考文献＞

・農林中央金庫調査部（1959～1988）『農林金融の実情』の各年版
・（株）農林中金総合研究所（1990～2005）「農協金融の回顧」『農林金融』各年各月号
・金森久雄・香西泰・大守隆編（2001）『日本経済読本　第15版』東洋経済新報社
・中安定子（1988）『現代の兼業』食糧・農業問題全集６，農山漁村文化協会
・阿部信彦編著（2006）『新版　年表・図説で見る農業・経済・金融　JAグループの歴史と現況』農業情報調査会

（主席研究員　本田敏裕・ほんだとしひろ**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

わが国有機農業推進法展開の課題

――韓国の親環境農業取組実態を参考に――

〔要　　旨〕

1　有機農業推進法が06年12月に成立したものの，わが国の有機農業をはじめとする環境保全型農業への取組みは欧米はもとより，韓国と比較しても劣後しており，格付けされた有機農産物の国内生産量に占める割合は0.16％（05年度）にとどまっている。

2　この４月に決定された基本方針で生産にかかる数値目標設定が見送られたことに象徴されるように，この５年間は有機農業を推進していくための条件整備期間として位置づけられる。

3　同じ温帯モンスーン地帯にあり，農業構造が近似している韓国は97年に環境農業育成法を成立させ，99年からはこのための直接支払いを開始するなど，先行した取組みを展開している。

4　有機栽培～低農薬栽培までを親環境農業として段階的にレベルアップをはかっており，直接支払いの拡充，流通の活性化，低コスト・高効率の大規模環境農業への転換等に入力している。

5　06年度の親環境農産物の農産物全体に占める割合は6.2％となっており，そのうちの63.1％は低農薬農産物であるが，有機農産物は5.0％であり，転換期有機農産物を含めると農産物全体に占める割合は0.5％となる。高温多湿の環境条件等を勘案すれば着実に成果を積み上げつつあるものと考えられる。

6　こうした中で，親環境農産物の増加に販売能力が追いつかず価格低下を招いていること，稲作・畑作は有機農業技術確立の目途が立ちつつあるものの，果樹については技術開発が困難に直面するなどの課題を抱えている。

7　これらを参考に，わが国有機農業を普及・拡大させていくための主な課題として，持続的循環型農業を基本とする哲学の確立，有機農業に関係する多数の類似概念の整理と有機農業の位置づけの明確化，技術の研究開発，販売力の強化，教育・広報活動への入力，国際交流の拡大，政策支援等が浮かび上がってくる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　有機農業取組現状と有機農業成立の背景
⑴　有機農業への取組現状
⑵　有機農業推進法成立の背景
2　有機農業推進法と基本計画の概要
⑴　有機農業推進法
⑵　基本方針
3　韓国における親環境農業への取組実態
⑴　親環境農業育成法とその背景等
⑵　親環境農産物への取組現状と推移
⑶　親環境農産物の流通
⑷　政策の変遷と課題
⑸　親環境農業直接支払いと農業経営
⑹　その他特記事項
4　親環境農業政策の特徴と課題
⑴　親環境農業の特徴（評価）
⑵　親環境農業が抱える課題等
5　有機農業推進法展開上の課題

はじめに

1999年に施行された食料・農業・農村基本法により，農業の多面的機能の発揮，自然循環機能の維持増進が強調されてはきたが，日本の有機農業を含む環境保全型農業への取組みは，欧米に比べて約15年，お隣りの韓国に比べて約10年遅れてやっと本格化しつつあるといえる。

すなわち有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という）が昨年（06年）12月に成立し，この４月には有機農業推進に関する基本方針が決定された。あわせて同じ４月からは農地・水・環境保全向上対策も開始されている。しかしながらこの間の動きはきわめて急であり，現場では唐突感をもって受け止めた者が多いのが実情である。基本方針では生産にかかる数値目標設定が見送られたことに象徴されるように，わが国においては有機農業を推進していくための条件整備それ自体がいまだ不十分であるといわざるをえない。

有機農業の推進は国際的にも一つの潮流と化しつつあり，わが国にとって避けてはとおれない課題の一つである。今後，本格的に有機農業を推進していくためには，クリアすべきいくつかのポイントが考えられるが，これまでともすれば先進事例として取り上げられるのは欧米に偏重するきらいがあった。欧米に学ぶべき点は多いが，欧米とは気候風土が大きく異なることから，あわせて同じ温帯モンスーン地帯にあり，わが国に先行して環境保全型農業への本格的取組みを開始している韓国の経験を踏まえておくことが不可欠である。

本稿では韓国での親環境農業への取組実態等について整理するとともに(注1)，これらを踏まえてわが国の有機農業推進にあたっての主な課題についての対応の考え方を提示することをねらいとする。

（注１）韓国の親環境農業の取組実態等詳細については，別途，時事通信『農林経済』に連載中の拙稿「韓国の取組みからみたわが国有機農業推進の課題」を参照。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

1　有機農業取組現状と有機農業成立の背景

はじめに本稿の前提として，有機農業への取組現状を確認するとともに，有機農業推進法が成立するに至った背景についてみておきたい。

(1)　有機農業への取組現状

有機農産物として格付けされた数量の国内生産量に占める割合は，米0.13%，野菜0.18%，果樹0.06%，大豆0.39%，緑茶（荒茶）1.61%，その他をも含めた合計で0.16%（いずれも05年度）となっている。格付け・認証なしで流通しているものも含めると全体では0.5%前後とみられている。

なお，有機農業をはじめとする環境保全型農業への取組経過は第１表のとおりであり，有機農業への取組みは70年前後に開始され，現在は第三次の有機ブームにある。

(2)　有機農業推進法成立の背景

背景として，第一に消費者の安全・安心ニーズの高まり，第二に国際的な有機農業普及進展，第三に国内における有機農業生産停滞を問題視する動きの大きく三つを指摘することができよう。

第一は，BSEや口蹄疫，O―157，さらには鳥インフルエンザ等の発生により，わが

第1表　有機農業等発展の経過

	（有　機）	（環境保全型）	海　外	関連事項
第一次有機農業ブーム	70年代「産消提携」 1971　有機農業研究会発足	1959　「総合防除」提唱	1985　アメリカ低投入持続型農業推進政策導入 1987　EU理事会規則	1979　有吉佐和子「複合汚染」 1986　チェルノブイリ原発事故
第二次有機農業ブーム	大地を守る会，らでぃっしゅぼーや，ポラン広場　事業拡大宅配，生協の取扱い開始 1987　農業白書で有機農業紹介 1992　農水省「有機農産物等の特別表示ガイドライン」制定	1992　新政策の中で環境保全型農業位置付け 1999　持続農業法施行	1990　アメリカ有機農産物の基準認証を含めた90年農業法成立 1992　EU・CAP改革 1997　韓国・環境農業育成法成立 1999　コーデックス委員会で国際標準成立	1988　・公正取引委員会による「無農薬」等表示農産物の不当表示摘発 ・岡山県が条例により基準・認証制度スタート 1996　O―157食中毒事件 1999　新農業基本法施行
第三次有機農業ブーム	量販店・外食産業等での取扱い 2000　JAS規格制定 2001　有機基準認証制度発足 2005　JAS法改正 2006　有機農業推進法	2005　農業生産活動規模策定（クロス・コンプライアンス導入） 2005　総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針公表 2007　農地・水・環境保全向上対策		2001　日本で最初のBSE発見 2005　新基本計画策定 2005　経営所得安定対策等大綱

資料　筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

国に限らず消費者は安全・安心を求めて有機食品・農産物に対する志向を強めてきた。

第二は，国際的な，特にEUにおける有機農業への取組動向の影響が大きい。EUでは消費者の安全・安心ニーズもさることながら，直接支払いも含めた環境負荷低減の取組強化がはかられており，各国農業政策のあり方にインパクトを与えてきた。

第三は，わが国では2000年のJAS法改正まで，ガイドラインが示されていただけで，有機食品は法的な根拠を有しないばかりでなく，有機農業は農政上，ホビー農業としての位置づけしか与えられていなかった。有機食品についてはJAS法の中に位置づけられることになり，01年からは有機基準認証制度がスタートした。

しかしながら，生産者にとっては，認証料の負担が大きい一方で，必ずしも付加価値を実現する価格での販売が容易ではないこと，農作業にかかる記録・記帳の手間が負担になること等から，有機基準認証制度がスタートしながらも認証を受ける有機農家数は伸び悩んでいた。

このように国内での有機生産が停滞を続ける一方で，第三次の有機ブームにより有機食品・農産物に対する需要は増加している。しかしながら有機農産物として格付けされたもののうち国内で格付けされたものは9.5%（04年度）にすぎず，輸入物に依存した有機ブームが展開されてきた。

無農薬・無化学肥料により環境負荷を大幅に低減可能とする有機農業を推進し，国内生産を増加させていくためには，JAS法にとどまらず，生産面で有機農業，環境保全型農業の推進を旨とした法律の必要性が次第に認識されるようになってきた。

これらを背景にして04年４月日本有機農業学会が有機農業政策研究小委員会を設置して，政策のあり方についての研究活動を開始した。また04年11月には超党派による有機農業推進議員連盟（会長：自民党谷津義男衆議院議員，事務局長：民主党ツルネン・マルテイ参議院議員）が発足した。日本有機農業学会は有機農業推進議員連盟とも連携をはかりつつ，05年８月有機農業推進法（試案）をとりまとめている。推進議員連盟は，学会試案を参考にしながら独自に法案作りを行い，06年４月に原案を確定させ，各党との協議等を経て国会に上程し，06年12月に可決・成立するに至ったものである。きわめてスムーズに法案が成立したのは，有機農業推進議員連盟が超党派によって構成され，しかも成立時の連盟加入議員数が161名と多数に及んだことが大きい。

2　有機農業推進法と基本計画の概要

(1)　有機農業推進法

有機農業推進法は全15条からなっており，「有機農業の推進に関し，基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに，有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより，有機農業の推進に関する施策を総

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

合的に講じ，もって有機農業の発展を図ることを目的」（第１条）としている。ここでは有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として，農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」（第２条）であると定義されている。

また，基本理念（第３条）として，①自然循環機能を大幅に増進させ，環境負荷を低減させるものであって，農業者が容易に従事することができるようにすること，②農業者やその他関係者が積極的に有機農産物の生産，流通・販売に取り組むことができるとともに，消費者が容易に入手可能であること，③農業者やその他関係者が消費者との連携を図りながら行うこと，④有機農業の推進は農業者やその他関係者の自主性を尊重しつつ行われなければならないこと，が掲げられている。

そして農林水産大臣は基本方針を定める（第６条）こととされており，これに則して都道府県は推進計画を定めなければならない（第７条）。基本方針では有機農業の推進及び普及の目標その他の推進の目標に関する事項等を定めることとされている。

このほか有機農業者の支援（第８条），技術開発等の促進（第９条），調査の実施（第12条），消費者の理解と関心の増進（第10条），有機農業者等の意見の反映（第15条）等について規定されている。

有機農業推進法の特徴として，第一に総じて抽象度の高い理念法的性格が濃厚であることがあげられる。食料・農業・農村基本法の下位法として位置づけられるとともに，具体的施策は基本方針によって明確にされ，基本方針はおおむね５年ごとに見直されることになっている。

第二に，有機農業を，コーデックス基準に対応して「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本」にしながら，「農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」（第２条）としており，安全性もさることながら環境負荷低減を強調したものとなっている。基本理念でも，有機農業は「自然循環機能を大きく増進し，かつ，農業生産に由来する環境への負荷を低減する」ものであることが第３条第１項でうたわれたうえで，第２項で「消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ，有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものである」とされている。

第三に，自然循環機能の増進，環境負荷の低減が第一義的に位置づけられており，これは農業全体が目指すべき方向性であるが，本法は環境保全型農業全体ではなく，あくまで有機農業に限定した「有機農業」推進法とされており，これが最大の特徴となっているともいえる。

⑵　基本方針

有機農業推進法に基づく「基本的な方針」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（07年４月）は，「第１　有機農業の推進に関する基本的な事項」「第２　有機農業の推進及び普及の目標に関する事項」「第３　有機農業の推進に関する事項」「第４　その他有機農業の推進に関し必要な事項」に分かれる。

第２の「有機農業の推進及び普及の目標に関する事項」が取組姿勢を如実に反映することになるが，その「１　目標設定の考え方」にあるとおり，「農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて目標を設定する」こととされている。具体的には，「２　有機農業の推進及び普及の目標」として，①有機農業に関する技術の開発・体系化（安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系の確立），②有機農業に関する普及指導の強化（普及指導員による有機農業の指導体制を整備した都道府県の割合を平成23年度までに100％とする），③有機農業に対する消費者の理解の増進（有機農業について正確な知識をもつ消費者の割合を平成23年度までに50％以上とする），④都道府県における推進計画の策定と有機農業推進体制の強化（推進計画を策定・実施している都道府県の割合を平成23年度までに100％とする等）が掲げられている。

このように今後の５年間を，有機農業を本格的に推進していくための条件整備期間として位置づけており，したがって有機農業の生産面積割合等の生産に関する数値目標の設定は先送りされたかたちとなっている。

３　韓国における親環境農業への取組実態

わが国ではこのように法律先行で実態が後追いするかたちとなっているが，本格的な有機農業推進をはかる前段として整備しておくべき課題を整理していくためにも，同じ北東アジアの温帯モンスーン地帯に位置し，農業構造が近似するとともに，97年の環境農業育成法（01年に「親環境農業育成法」に改称・改正）成立以降，有機農業を含む親環境農業に国をあげて取り組んできた韓国の実態等を踏まえておくことが不可欠である。

⑴　親環境農業育成法とその背景等

ａ　親環境農業育成法の概要

韓国における有機農業を含む環境保全型農業への取組みは親環境農業育成法を根拠法として展開されている。

親環境農業育成法は全27条からなっており，第１章総則，第２章親環境農業の育成及び支援，第３章親環境農産物の流通管理，第４章国際協力等，第５章罰則によって構成されている。

目的（第１条）は，「この法律は農業の環境保全機能を増大させ，農業に起因する環境汚染を削減し，親環境農業を実践する農業者を育成し，もって持続可能で環境親和的な農業を追及することを目的とする。」とされている。親環境農業の定義（第２条）は「『親環境農業』とは，農薬安全使用基

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

準を遵守し，作物別施肥基準量を遵守し，適切な家畜飼料添加物など化学資材の使用を適正水準に維持し，畜産糞尿の適切な処理及び再利用等を通じて環境を保全し，安全な農畜林産物を生産する農業」とされている。そして，親環境農産物は「その生産方法と使用資材により，有機農産物，無農薬農産物（畜産物の場合，無抗生剤畜産物とする）及び低農薬農産物に分類」（第16条）されている。(注2)

親環境農産物の認証も，現状，低農薬栽培農産物，無農薬栽培農産物，有機栽培農産物の三つに分類されて行われているが，後でも触れるように認証対象となる農産物の分類数は変化してきていることから，参考までに転換期有機栽培を含めた認証基準をみたものが第２表である。

第2表　親環境農産物の認証基準

	認　証　基　準
低農薬栽培	①農薬：安全使用基準の1/2以下使用 安全期間は2倍適用（例：収穫4日前→8日まで） ②化学肥料：農村振興庁のほ場別勧奨量の1/3以下使用 ③成長調節剤・除草剤は全面禁止 ④残留農薬：食品医薬安全庁の農薬残留許容基準の1/2以下 ⑤1年以上の営農日誌保有要
無農薬栽培	①農薬：有機合成農薬使用全面禁止 ：生態的・物理的・生物的・微生物的・自然資材防除 ②化学肥料：農村振興庁　勧奨量の1/4以下使用 ③残留農薬：農薬残留許容基準の1/20以下含有 （慣行農場の飛散・農業用水による汚染勘案） ④2年以上の営農日誌保有要
転換期有機栽培	①無農薬・無化学肥料に転換する1年以上の期間 （多年生果樹類は4年間の転換期　必要） ②2年以上の営農日誌保有要
有機栽培	①無農薬・無化学肥料栽培へと転換して1年以上経った作物 ②病害虫防除：生態的・物理的・微生物的・自然資材防除 ③3年以上の営農日誌保有要 ④残留農薬：無農薬栽培と同一

資料　IFOAM　JAPAN主催「オーガニックフォーラム2003」（2003年11月）における鄭眞永氏「韓国有機農業の現状報告」資料

（注２）親環境農業育成法は，01年，06年に改定が行われているが，本法成立時の第16条は「親環境農産物はその生産方法と使用資材により，一般環境農産物，有機農産物，転換期有機農産物，無農薬農産物及び低農薬農産物に分類する。」とされていた。

b　親環境農業育成法成立の経過・背景

環境に配慮した農業への取組みは，キリスト教会や生協がリードするかたちで推移し，92年には有機農産物・無農薬農産物の認証制度がスタートしている。大きな転機となったのが，ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意である。農薬・化学肥料の過剰使用や畜産ふん尿による環境汚染が深刻化するなか，大幅に農産物の貿易自由化の促進を余儀なくされることになり，環境保全を前面に打ち出しての多面的機能発揮を韓国農業の存在意義として確認したものである。

これにともない94年12月，農林部（日本の農林水産省に相当）内に環境農業課（現親環境農業政策課）を設置，96年７月「21世紀に向けての環境農業政策」なる中長期計画の策定，97年12月に環境農業育成法（旧法）を可決・成立，98年12月同法施行，99年を「親環境元年」とし，99年からは親環境農業に対する直接支払いを開始している。さらには01年，環境農業育成法の罰則規定や親環境農業の育成・支援の強化をはかり，親環境農業育成法（新法）として改称・改正している。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3表　親環境農産物生産量推移

（単位　千トン，%）

	99年	00	01	02	03	04	05	06
親環境農産物	27	35	87	200	365	461	798 (100)	1,128 (100)
有機農産物	7	6	11	16	24	24	38 (4.8)	56 (5.0)
転換期有機農産物	-	-	-	5	9	13	30 (3.8)	40 (3.5)
無農薬農産物	12	16	32	77	120	167	242 (30.3)	320 (28.4)
低農薬農産物	8	13	44	102	212	257	488 (61.2)	712 (63.1)

資料　韓国農林部
（注）（　）は構成比。

⑵　親環境農産物への取組現状と推移

一般環境農産物を除いた親環境農産物の生産量の推移は第３表のとおりで，高い伸び率で推移している。06年度の農産物全体に占める割合は6.2%となっている。

親環境農産物の内訳をみると，低農薬農産物が63.1%と３分の２近くを占め，次いで無農薬農産物が28.4%となっており，有機農産物は5.0%，転換期間中有機農産物を含めた有機農産物の割合は8.5%になる。なお，有機農産物の農産物全体に占める割合は0.3%（転換期間中有機農産物を含めた割合は0.5%）となる。

親環境農業への取組農家数，親環境農業生産面積も，生産量と同様な推移をたどっており，農地面積に占める割合は4.2%となっている。

⑶　親環境農産物の流通

親環境農産物の流通は第１図にみるとおり，多様な流通経路が存在しているが，産直や専門流通事業体による流通が主となっている。

親環境農産物の価格プレミアムは大きく，有機農産物で100～120%と報告されており，また，若年齢層ほど，高所得層ほど，高学歴層ほど親環境農産物の購入頻度が高いとされている。(注３)

親環境農産物が増加するにつれて親環境農産物と一般農産物との価格差が縮小しつつあるが，一方で高価格であること，なかでも低農薬農産物については「本当に親環境農産物か」と受け止める消費者が増加するなど，親環境農産物の評価は低下する傾向にある。(注４)

なお，海外からの有機農産物輸入は加工品と大豆のウェイトが高いが，輸入量は７千トン（06年度）と国内生産量５万６千トンの13%にとどまっており，国内産中心の

第1図　親環境農産物の流通経路

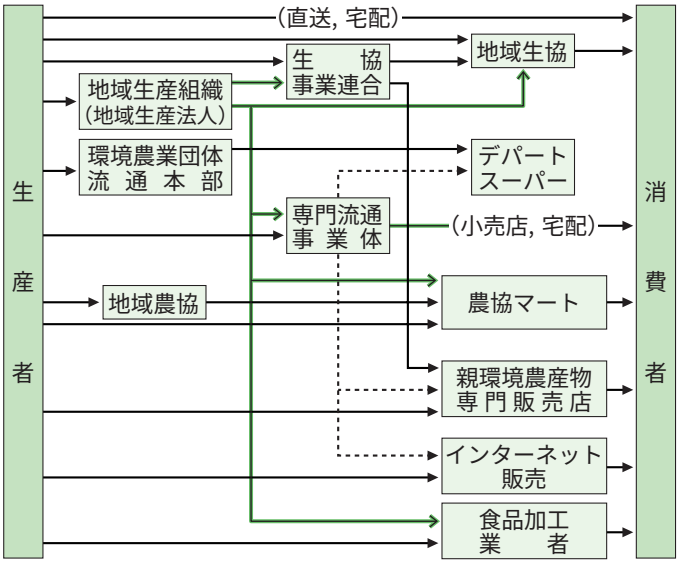

資料　金種淑（2006）「韓国における親環境稲作の育成政策と課題」（第7回日韓中環境創造型稲作技術会議資料）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

流通ではあるが，輸入ものは増加傾向にある。

（注３）金昌吉・金兌泳・徐誠天（2005）『親環境農産物の消費者選択及び購買行動分析』韓国農村経済研究院

（注４）（注３）に同じ。

(4)　政策の変遷と課題

親環境農業政策は親環境農業育成５ヵ年計画を柱として展開されてきた。親環境農業育成計画は親環境農業育成法第６条にもとづき５年ごとに策定することとされており，環境保全のための政策目標や基本方向，環境負荷低減対策，農薬・肥料等の削減方策等々が盛り込まれることになっている。01年から05年までを対象に第１次５ヵ年計画，06年から2010年までを対象に第２次５ヵ年計画が策定されてきた。

a　第１次５ヵ年計画

第１次５ヵ年計画では，親環境農業実践の基盤調整，親環境農業技術の開発・普及，総合的な農地培養及び畜産ふん尿の資源化，親環境農業育成支援，親環境農産物の流通活性化，国際協力の強化，親林業の育成が推進課題とされた。その取組成果は次のようにとりまとめられている。

＜親環境農業の拡大＞

親環境農業取組農家数：（00年）２千戸
→（05年）53千戸
親環境農業生産面積：（00年）２千ha
→（05年）50千ha
親環境農産物生産量：（00年）35千トン
→（05年）798千トン

＜農薬・化学肥料使用量削減＞

合成農薬：（00年）12.4 kg／ha
→（05年）11.8 kg／ha（△4.8%）
化学肥料：（00年）382 kg／ha
→（05年）372 kg／ha（△2.6%）

＜親環境農業予算支援＞

親環境農業予算：（00年）554億ウォン
→（05年）1692億ウォン

b　第２次５ヵ年計画

第１次５ヵ年計画の実績を踏まえて第２次が策定・決定されているが，そこでは次の育成目標が掲げられている。

・2013年までに農薬・化学肥料の使用量を40%低減。
・2010年までに親環境認証農産物の割合を10%に拡大。
・耕種と畜産が連携した自然循環型環境農業の構築（特に，家畜ふん尿の資源化率については2010年までに85%）。
・2013年までに広域親環境団地50か所，親しい環境農業地区1,500か所の造成。

これら目標を達成するために５つの柱が掲げられている。

①親環境農業直接支払制度の拡充

農法転換にともなう収入減少分と生産費減少分の差を３年間補填。

②流通活性化

産地流通拠点としての親環境農業専用物流センター建設，親環境農産物の需給調整，広報の強化。

③品質認証制度の整備

親環境農産物にかかる認証業務の民間移譲，トレイサビリティシステムの導入，親環境農資材検証管理制度の導入。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

④広域親環境農業団地造成事業

市郡水系単位で耕種と畜産を連携させた，低コスト・高効率の大規模親環境農業への転換をはかるための団地造成とモデル事業実施。

⑤その他

標準技術の開発・普及，加工食品の開発

(5) 親環境農業直接支払いと農業経営

親環境農業政策が展開される中での，これにかかる直接支払いの推移は第４表のとおりである。いったん減少した直接支払額や支払対象面積は支払体系を変更したこともあり，その後急激に増加するとともに，同じ親環境農業でも有機栽培と低農薬等の支払単価の差を広げてきている。

第５表は親環境農業と慣行栽培の生産費，所得を比較したものであるが，所得は慣行栽培を下回り，無農薬栽培，低農薬栽培となるほどに格差は拡大している。しかしながら親環境農業へ転換した当初は慣行栽培との間に大きな価格差が存在するものの，年ごとに所得格差は縮小し５年目に逆転するとの報告もなされている。(注５)

（注５）金種淑（2007）「韓国における親環境農業の発展と展望」（07年８月，第８回日韓中環境創造型稲作技術会議報告）

第５表　栽培類型別米生産費及び所得

（単位　千ウォン，kg）

	有機	無農薬	低農薬	慣行
生産費	922.5	836.8	747.5	529.6
反収	526	563	611	654
所得	523.7	454.9	410.1	536.0
慣行対比生産費較差	392.9	307.2	217.9	…
慣行対比所得格差	△12.3	△81.1	△125.9	…

出典　金種淑「韓国における親環境農業の発展と展望」（第8回日韓中環境創造型技術会議報告）

資料　キム・チャンギル，キム・テヨン「親環境農産物生産費及び所得差比較分析」，韓国農村経済研究院，C2003-36，2003年12月。

(6) その他特記事項

ここでは二つだけをあげておく。

第一に，親環境農産物の分類・内容の変化についてである。法律上は親環境農産物は，一般親環境農産物，有機農産物，転換期有機農産物，無農薬農産物，低農薬農産物の５つに分離され，一般環境農産物を除く有機農産物～低農薬農産物が認証されてきた。これが2006年から2010年までを対象とする第２次親環境農業育成５ヵ年計画では，転換期有機農産物は有機農産物に吸収され括弧書き表示されて親環境農産物は３段階に分けて認証・表示が行われている。また2010年には低農薬農産物は認証の対象から除外されることになっている。こうした変化は，徐々にレベルアップさせていくことを意図したものであるとともに，有機農産物が増加する中で，低農薬農産物はいらないという消費者の声が増加してきていることに

第４表　親環境農業直接支払額等推移

	単位	99年	00	01	02	03	04	05	06
親環境農業直接支払額	億ウォン	57	57	57	30	30	55	82	141
支払農家数	戸	17,436	18,697	18,806	6,589	12,195	14,520	26,511	45,567
支払対象面積	ha	10,269	10,459	10,480	5,274	10,459	12,827	21,877	35,030
支払単価	千ウォン/ha	524	524	524	524	～524/794	～524/794	～524/794	～217/794

資料　韓国農林部

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

配慮したものである。

第２が，地方における親環境農業への熱心な取組展開である。中央政府の親環境農業育成計画を踏まえて，市・道では親環境農業実践計画を策定することが義務付けられている（親環境農業育成法第７条）が，地方自治体が自らの地域農業を維持し，農村・地域を守っていくために，全羅南道を筆頭に，中央政府が策定した目標以上に高い水準を目指して独自に目標を設定しているところも見られる。

4　親環境農業政策の特徴と課題

以上，親環境農業への取組実態等についてみてきたが，わが国からみての親環境農業政策の特徴と現状抱えている課題等について整理しておく。

⑴　親環境農業の特徴（評価）

あくまでわが国と比較した上での政策も含めた広義での親環境農業の特徴（評価）として，次の事柄があげられよう。

①有機農産物の農産物全体に占める割合は06年度0.3%（日本は05年度0.16%），一般環境農産物を除く親環境農産物で6.2%であり，有機農業比率がおおむね３～10%のEUに比較すると大きく劣後するが，EUが冷涼乾燥した気候で雑草・病虫害が少なく，畑作・牧草地中心であること(注６)，わが国の特別栽培農産物に相当する低農薬農産物が一定の広がりを持つようになっていること等を勘案すれば，親環境農業政策は着実に環境負荷低減の成果をあげつつあるものと考えられる。

②親環境農業への取組みが，韓国農業を維持していくための基本であるとする哲学が明確である。

③97年に環境農業育成法（旧法）を成立させ，99年度からは親環境農業直接支払いをスタートさせるなど，スピード感ある取組みが図られてきている。

④親環境農業の概念は一般環境農業～有機農業まで幅広く，かつ体系的にとらえられており，段階的に韓国農業全体のレベルアップが図られている。

（注６）蔦谷栄一（2005）「EU農業環境政策からみたわが国の課題」『農林金融』10月号

⑵　親環境農業が抱える課題等

生産現場，研究者，行政等からのヒアリングも踏まえて，次のような親環境農業が抱える課題を指摘することができよう。

①流通体制の整備・強化を含めた販売能力の増加と販売能力とバランスのとれた親環境農産物の生産増加。現状は，供給が需要を上回り，労力に見合った付加価値の実現が困難になってきている。

②技術開発，特に果樹での技術開発。日本との交流も含めて合鴨農法，米ヌカ農法，自然農法等の有機農業技術確立の目途が立ちつつあるものの，果樹についての有機栽培のハードルは高い。

③コスト低下，省力化，大規模化等に対応した技術開発

④親環境農業とGAP（Good Agriculture Practice；（韓国では）「優秀農産物制度」）と

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の調整を踏まえた推進。06年からGAPが全国的に推進されており，消費者の中にはGAP農産物が親環境農産物よりも品質が高いと理解している者もいる。

5　有機農業推進法展開上の課題

わが国における有機農業をはじめとする環境保全型農業への取組実態と韓国における親環境農業への取組実態等を踏まえて，最後に，今後本格的に有機農業を推進していくに当たっての課題を整理しておきたい。

①持続的循環型農業を基本とする哲学の確立

食料・農業・農村基本法において市場原理に対応した低コスト・大規模経営と併行して，農業の持つ多面的機能の発揮と自然循環機能の維持増進が強調されているが，低コスト・大規模経営であっても当然のことながら自然循環機能の維持増進を前提・必要条件とするものである。国際競争力に乏しいわが国農業は引き続いての経営合理化努力が求められるが，自然循環機能の維持増進による持続的循環型農業であるとともに，食料安全保障と多面的機能の発揮が基本であり，原則であることについて，あらためて哲学を明確にすべきである。

②有機農業をはじめとする関係概念の整理と位置づけの明確化

わが国では，有機農業や環境保全型農業の類似概念が混在しており（第２図），有機農業推進法の成立により，あらためて有機農業とは何かその本質が問われているともいえる。農業の持つ多面的機能の発揮と自然循環機能の維持増進，生物多様性の保全を図っていくため環境負荷を低減させていくことが基本であり，有機農業は目指すべき方向・目標であり，既往有機農業技術の活用，あらたな技術開発研究への早急なる取組みが必要ではあるが，現場での取組みについては，技術面，販売面等の実態も含めて段階的に，かつ広がりを持たせつつ環境負荷低減レベルをあげていくことに重点が置かれなければならない。

③技術の研究開発

有機農業技術はこれまで民間で独自に形成されてきたものが多い。その意味では地域性が強く，早々に一般化していくことは容易でない。一般化できる技術と同時にその地域条件に適合した技術の開発が必要であり，あわせて大規模化，低コスト化，省力化をも可能にする技術開発が急がれる。

第２図　有機農業・特別栽培等関係図

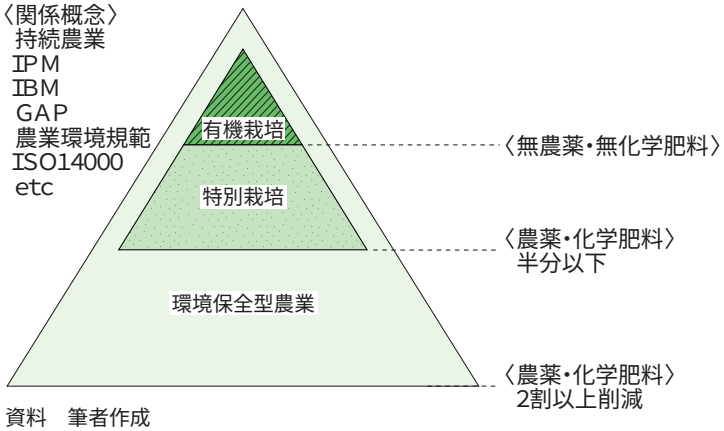

資料　筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

④販売力の強化

せっかくの有機をはじめとする農産物も売れなくては意味がない。韓国の状況をみても販売を拡大していくことは容易ではない。消費者の理解獲得のための地道な広報活動等が求められる。あわせて全農安心システムをてことして農協系統も取組促進，量販店・外食産業等との提携強化に努めていくとともに，産直，地産地消等により生産者による消費者への直接販売のウェイトを高めていくなど，流通の整備が不可欠である。

⑤教育活動への入力

食育，環境教育，生き物調査，都市と農村との交流等も含めた消費者の理解を獲得していくための地道な取組みが不可欠である。特に，次代を担う子供たちへの働きかけを強めていくことが重要である。

⑥北東アジアを中心とした国際交流の拡大

すでに合鴨農法，自然農法，米ヌカ農法等は国境を越えて技術の交流が図られており，水田・モンスーン地帯の共通技術として確立しつつある。国際交流は農業技術の向上にとどまらず，農民どうしの連帯感を醸成し，コミュニケーションの形成や地域活性化にも大きな役割を果たしていくことが期待される。

⑦政策支援

有機農産物をはじめとして生産量が増加するほどに価格は低下し，付加価値の実現は困難となってくる。そもそも農産物の国際競争力が乏しいわが国の場合，農業を維持していくためには産業政策としての支援にとどまらず，地域政策による支援のウェイトを高めていくことが必要である。その意味では今年度スタートした農地・水・環境保全向上対策はわが国の実態に対応した政策であると考えられ，こうした対策を強化していくとともに，地域の実態・実情に弾力的に対応できる使い勝手のいいものにしていくことが求められる。

＜参考文献・資料＞

・金種淑（2006）「韓国における親環境稲作の育成政策と課題」（06年７月，第７回日韓中環境創造型稲作技術会議報告）
・金種淑（2007）「韓国における親環境農業の発展と展望」（07年８月，第８回日韓中環境創造型稲作技術会議報告）
・金昌吉・金兌泳・徐誠天（2005）「親環境農産物の消費者選択及び購買行動分析」韓国農村経済研究院
・蔦谷栄一（2003）『海外における有機農業の取組動向』筑波書房
・蔦谷栄一（2005）「EU農業環境政策からみたわが国の課題」『農林金融』10月号
・蔦谷栄一（2007）「韓国の取組みから見たわが国有機農業推進の課題」『農林経済』（2007年９月20日から４回連載）
・蔦谷栄一（2007）「環境保全向上対策と有機農業推進法の成立上･下」『農林経済』
・朴淳用（2007）「韓国における有機農産物流通と親環境農業育成法」『社会運動』７月号

（特別理事　蔦谷栄一・つたやえいいち**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

談話室

農協の未来を切り開く経営戦略策定の手法について

――国立大学法人の経験から――

1995年の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」における協同組合の定義，価値，原則は，協同組合にとりますます重要な指針になっている。「定義」によれば「協同組合は，共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ，共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために自発的に手を組んだ人びとの自治的な組織」である。つまり協同組合は，資本の結合体である営利企業と異なって，人びとの共通のニーズと願いを実現するために自発的に組織される。その組合員のニーズと願いは，単一な場合も，多様な場合も，社会的・文化的なものである場合も，純粋に経済的なものである場合もあるようにさまざまであるが，協同組合を存続させる中心的な目的は組合員のニーズと願いであり，営利企業のように利潤追求と資本増大ではない。協同組合の所有・管理は，株式会社のように株式の所有割合に応じた権限に基づいて行われるでなく，一人一人の平等の権限に基づいて共同で所有され民主的に管理される。

次に協同組合の「価値」では，協同組合は自助，自己責任，民主主義，平等，公正，連帯の「価値」を基礎とし，組合員は正直，公開，社会的責任，他人への配慮という「倫理的価値」を信条とする。この場合，連帯は自助と互助の原因であり結果である。さらに，これらの価値を実践に移すための指針である「原則」は７つあり，①自発的で開かれた組合員制，②組合員による民主的管理，③組合員の経済的参加，④自治と自立，⑤教育・訓練・広報，⑥協同組合間協同，⑦コミュニティへの関与の７つの原則全体を整合性をもって遵守することが必要である。

協同組合のこれらの定義，価値，原則は，現代の課題に挑戦し，未来を切り開くための原理として生かされるようにという目標のもとにICAによって策定されたものであるから，組合員のニーズと願いがますます多様化しているわが国の総合農協にとっても，未来を切り開くための原理になるはずである。しかしこの協同組合の定義，価値，原則に基づいて，多様な組合員のさまざまなニーズと願いを実現し，コミュニティへの関与までも積極的に展開するためには，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

総合農協の経営戦略が不可欠であろう。非営利組織のマネジメントは既に論じられているが，これからは農協の経営戦略を構築するための手法が必要であろう。参考情報として，平成16年度に国立大学法人に移行した九州大学の経験からクエストマップという手法を紹介してみたいが，ほんの輪郭を描く余裕しかない。（末尾アドレスとくに農学研究院クエストマップをご覧下さい。）

国の行政組織の一部であった国立大学から国立性を維持しつつ法人化した国立大学法人は，「個性輝く大学」作りをめざして，①総長のリーダーシップの強化などの民間的発想のマネジメント手法の導入，②学外者の理事への登用などによる学外者参画運営システムの制度化，③能力・業績に応じた給与システムの導入など非公務員型の弾力的な人事システムへの移行，④中期目標・中期計画の策定・６年後の第三者評価による事後チェックと評価結果の資金配分への反映方式への移行，などの民間的，競争的要素を取り込んだとされている。

大学の本分は優れた人材の育成と秀でた基礎研究であるという意味で国立大学法人は「非営利組織」であるが，法人化への数年の適応経験の中から，適応をもっと戦略的にかつ参加意識を持って実行するための改善点も見えてくるようになった。それは，学生，教員などの学内ステークホルダーのニーズ，卒業生，企業，地域社会，国際パートナーなどの学外ステークホルダーのニーズへの関心や外部環境変化への認識が弱く，強み・弱みが十分に把握されていない（自己認識不足），目標や計画が抽象的で，めざすべきゴールが見えにくい（ビジョン欠如），計画内容が膨大で，重要事項が浮かび上がらない（戦略思考欠如）などである。（チームクエスト・松田美幸の指摘。詳しくは末尾アドレス参照。）

対策として開発したのが，クエストマップ（QUEST-MAP）である。九州大学版ＢＳＣとも呼ぶように，営利企業のほか病院，自治体でも導入されているバランス・スコアカードのフレームワークを九州大学版として開発したものである。クエストマップの方法が，総合農協で内部ステークホルダーが外部ステークホルダーの視点を持ってニーズに戦略的に対応するように変わるなど，個性的な未来を切り開く経営戦略の策定にとって参考になれば幸いである。

http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/QUEST/#map

http://www.kyushu-u.ac.jp/university/change/index.php

(九州大学大学院農学研究院　教授　横川　洋・よこがわひろし**)**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

情勢

大都市圏の農地動向について

はじめに

農家組合員の高齢化が進むなか，組合員とJAとの取引関係の円滑な世代交代をはかることは，組織基盤強化における焦眉の課題である。

大都市圏においても，都市農業が新鮮な農作物の生産，生活環境・景観，防災・避災機能，さらにはやすらぎの場や子供の教育の場の提供などの多面的役割・機能が評価され，出来る限り営農が続けられることは望ましいことである。

しかし，大都市圏においては，農業の継続や都市農地の承継の難しさが増している。大都市圏においては農地の転用需要が高いことに加え，転用した場合の評価の価値が極めて大きい。その結果，相続評価の問題が生じる。確かに大都市圏においては「生産緑地」制度という農業継続を支援する制度があるが，その適用条件は複雑であり，現状の土地制度のもとで農地承継には難しさが残る。

以下では，大都市圏の農地をめぐる土地制度と農地面積の動向を概観する。

1　大都市圏の農地をめぐる土地制度

第１図によって，大都市圏の農地をめぐる土地制度を簡単に説明すると，「都市計画法」上，まず，①「都市計画区域」と，②「それ以外の区域」に分かれる。

また，都市計画区域は，「市街化区域」と「市街化調整区域」に分かれる。市街化区域は，おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり，「都市計画法」の枠内においては，市街化区域の農地は流動化されるべき農地とされる。

第１図　大都市圏・特定市における土地制度（イメージ）

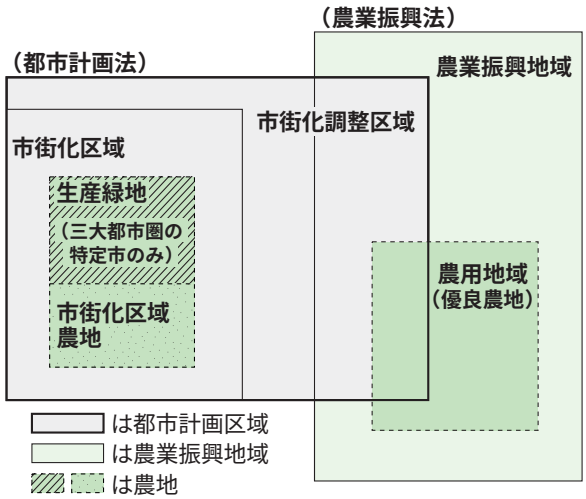

資料　JA総合研究所・丹理事研究員の説明をもとに農中総研作成
（注）　生産緑地は三大都市圏の特定市のみ地区設定が行われている。それ以外の市町村には生産緑地地区は存在しない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

そのため，農地の転用が届出制と簡便になっている。また，固定資産税は宅地並みに課税されることとなっている。相続税の納税猶予の特例は認められない。

その他の点でも，市街化区域内の農地は基本的には税法（固定資産税，相続税）などのうえで宅地並みの扱いとなる。

しかし，上記の都市計画法の特例として三大都市圏の特定市（東京都23区を含む）の市街化区域内について「生産緑地」制度がある。生産緑地とは，①三大都市圏の特定市の市街化区域内（都市計画法第７条第１項の規定）にあり，②「生産緑地」地区として指定された区域内にある農地を指す。

大都市で農地承継をする場合，生産緑地の指定を受けると，第１表のように，①固定資産税・都市計画税は農地課税となり減額されること，②相続税・贈与税の納税猶予制度の適用が認められ，相続税の算定基準となる評価額も減額されることなどのメリットがある。

しかし，その適用条件には，以下のような厳しさが伴う。

すなわち，①市街化区域内の農地等であること，②生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること，③面積が500m^{2}以上の農地であること，④農業の継続が可能であること，などであり，特に③の農地規模の条件を満たすことが大きなハードルになっていると思われる。

また，相続税についても，納税猶予期限は農業承継者の死亡日までであり，もしも次世代が農業を行わない場合は課税が発効する。

さらに，相続税の納税猶予を受けていて，何らかの理由でこれが打ち切られると，基本的に猶予期間に対応した利子税を支払わなければならない。納税猶予の打ち切りに伴う所有者の払うべき税金は，原則的には「猶予税額＋利子税＋譲渡税」となる。このような手続きの煩わしさなどから，生産緑地の認可を受けることをためらう農家も多いといわれる。

２　大都市圏の農地面積の動向

前述のような土地制度を踏まえ，第２表によって近年の大都市圏の農地の動向を見よう。

全体的な市街化区域内の農地は，前年比△３％前後の減少が続いている。特に，生産

第１表　農地にかかる固定資産税

農地の区分	生産緑地である農地及び市街化区域農地以外の農地	市街化区域農地（特定市以外）	特定市市街化区域農地
評価	農地評価	宅地並み評価	宅地並み評価
農地課税	農地課税	農地に準じた課税	宅地並み課税
税額の求め方	AまたはBのいずれか少ない額 A：価額×税率 B：前年度の課税標準額×負担調整率×税率	同左	AまたはBのいずれか少ない額 A：価額×1/3×当該年度の軽減率×税率 B：前年度の課税標準額×負担調整率×税率

出典　今仲清，下地盛栄著『図解 都市農地の特例活用と相続対策』P.53（（株）清文社発行）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　三大都市圏特定市の市街化区域内の農地面積の推移

（単位　ha，%）

	生産緑地 ①	前年比 ①	生産緑地を除いた市街化区域農地 ②	前年比 ②	市街化区域内の農地面積 ③＝①＋②	前年比 ③	③の前年差
2000年	15,378	△0.7	20,602	△3.8	35,980	△2.5	△924
01	15,316	△0.4	19,639	△4.7	34,955	△2.8	△1,025
02	15,183	△0.9	18,795	△4.3	33,978	△2.8	△977
03	15,012	△1.1	17,947	△4.5	32,959	△3.0	△1,019
04	14,878	△0.9	17,115	△4.6	31,993	△2.9	△966
05	14,690	△1.3	16,267	△5.0	30,957	△3.2	△1,036
06	14,653 (14,609)	△0.3 (△0.6)	16,026 (15,362)	△1.5 (△5.6)	30,679 (29,971)	△0.9 (△3.2)	△278 (△986)

資料　国土交通省「土地白書」「都市計画年報」，総務省「固定資産の価格等の概要調書」より農中総研作成

（注）（　）内は06年から算入された静岡市を除いたベース。

緑地を除いた市街化区域内農地（以下「非生産緑地」という）の面積は，近年，前年比△４％～△５％のかなり速いペースで減少している。一方，生産緑地の減少ペースは非生産緑地に比べれば緩やかである。したがって，特定市の市街化区域内の農地において，生産緑地の占める割合が上昇している。とはいえ，生産緑地も前年比△１％前後の減少が見られる。

「線引き」の変更により新たに市街化調整区域から市街化区域に編入された農地もあるとみられ，全体としての市街化区域内農地の変動には不確定なところもあるが，大都市圏・特定市の市街化区域内の農地は毎年1,000ha前後減少している。

なお，06年については，静岡市の政令指定都市への移行(注)に伴い，三大都市圏特定市の市街化区域内農地のデータに，生産緑地が44ha，非生産緑地が664ha算入された。この要因を除いたベースでは，生産緑地は前年比△0.6％の減少，非生産緑地は同△5.6％の減少，合計して前年比△3.2％，986haの減少となっており，減少ペースは依然衰えていないことが分かる。

以上のような大都市圏・特定市の市街化区域内農地の減少が即，土地売却を意味するわけではないが，転用等に伴い農業生産から離れる可能性は大きい。このデータは農家組合員の高齢化が進行するなか，JAの組織・事業基盤の維持・強化の観点から留意すべき数字と思われる。

（注）静岡市は05年４月に政令指定都市に移行したが，生産緑地地区変更などにより，今後，面積は相当規模で変化する可能性がある。なお，浜松市は07年４月に移行したが本データには入っていない。

3　都市農地の多面的機能の評価

以上のように，大都市圏の農地減少が相当なペースで進んでいるが，その一方，都市の農地・農業の多面的機能は地域生活者から評価を受けてきた。

第３表の05年に東京都が行った「東京の農業」というアンケート調査（回答者486人，回答率97.2%）によれば，「東京に農業や農地を残したい」との回答が全体の81.1%にのぼる。その評価理由として，「自然環境の保全に役立つから」（60.9%），「生活に潤

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3表　農業・農地を残したい理由（3つまで選択）

（単位　%）

理由項目	割合
自然環境の保全に役立つから	60.9
生活に潤いや安らぎをもたらすから	48.2
食育等子どもの教育上必要だから	48.0
新鮮で安全な農産物を供給しているから	42.4
伝統文化の継承や地域社会の活性化につながるから	25.9
農業への関心が呼び起こされるから	22.8
災害時の非難場所などの防災上の役割があるから	21.6
景観がよいから	7.9
農業者とのコミュニケーションが取りやすいから	4.6
その他	6.9

出典　東京都生活文化局「東京の農業」（05年11月）

いや安らぎをもたらすから」（48.2%），「食育等子どもの教育上必要だから」（48.0%），「新鮮で安全な農産物を供給しているから」（42.4%）などの回答が多い。

このアンケート結果を見ても，大都市圏の市街化区域は都市化を進め，農業は農業振興地域等のそれ以外の地域に集中化させようとする単純な２分論を多くの地域生活者は決して望んでいないことがわかる。

都市農地・農業の多面的機能を評価する動きとして，地域生活者の農業体験ニーズを満たすための「市民農園」とよばれる農地利用の広がりがある。農林水産省によると，06年３月末現在で，全国に3,124か所の市民農園があり，その７割強にあたる2,373農園は都市的地域に存在する。

この市民農園では，農地を提供するだけでなく，農作物の栽培指導や収穫祭等の開催といった農業に関連する様々なサービスも提供される場合が多い。そして，市民農園という場で，農業生産に加えて，地域生活者同士の交流や食育などを促進している。

市民農園の開設主体は，主に地方公共団体，農業協同組合で合わせて全体の９割ほどあるが，近年農業者の割合が高まっており，農業者による積極的な取組みが期待できる。

また，市民農園を開設していない場合でも，農場の作物に作物名を記した名札を設置したり，消費者が自分で農産物を収穫するといった販売方法で住民と交流を図っている例が多い。

おわりに

大都市圏の都市農地のトータルな価値が理解されたうえで，組合員の農地保有が農業生産の収益性と見合う税負担のもとで継続されることが望まれる。

系統組織はこれまでも政策支援を得るべく活動を行ってきたが，その重要性はますます高まっていこう。それとともに，組合員とのパートナーシップ（共存共栄）の関係強化という点から，農地を含めた資産管理ニーズにどのように対応していくかは引き続き重要である。日常的な不動産管理の受託，遺言信託を活用した相続サポート，重要な資産である土地を売却した場合におけるJA貯金を中心とする受け皿，さらに，万が一の相続税納付に備えた安定的な金融資産運用など，総合的に対応していく態勢が求められていると思われる。

（調査第二部

副部長　渡部喜智・わたなべのぶとも

主事研究員　田口さつき・たぐちさつき）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(57)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(57)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(57)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(58)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(58)
6．農業協同組合　主要勘定……(58)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(60)
8．漁業協同組合　主要勘定……(60)
9．金融機関別預貯金残高……(61)
10．金融機関別貸出金残高……(62)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3243）7351
ＦＡＸ 03（3270）2658

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2002. 7	**37,842,963**	**5,837,017**	**7,864,108**	**1,153,429**	**22,316,505**	**21,494,685**	**6,579,469**	**51,544,088**
2003. 7	**38,863,714**	**5,499,771**	**14,246,199**	**1,326,827**	**32,657,612**	**18,285,419**	**6,339,826**	**58,609,684**
2004. 7	**38,241,997**	**5,068,132**	**14,485,948**	**1,915,067**	**34,138,283**	**15,475,626**	**6,267,101**	**57,796,077**
2005. 7	**40,524,868**	**4,661,345**	**14,662,264**	**1,378,535**	**37,041,927**	**13,941,676**	**7,486,339**	**59,848,477**
2006. 7	**38,632,351**	**4,758,057**	**21,383,687**	**261,428**	**44,533,821**	**9,954,142**	**10,024,704**	**64,774,095**
2007. 2	40,717,607	4,500,818	21,320,717	831,338	41,921,827	13,200,079	10,585,898	66,539,142
3	40,365,101	4,471,357	22,647,264	384,733	43,714,073	12,484,489	10,900,427	67,483,722
4	39,680,683	4,499,671	21,763,080	664,033	41,710,507	12,850,320	10,718,574	65,943,434
5	39,481,476	4,536,874	21,449,300	486,580	42,187,090	12,862,762	9,931,218	65,467,650
6	39,750,849	4,572,139	21,072,254	146,481	41,415,744	12,101,237	11,731,780	65,395,242
7	39,421,018	4,605,180	19,112,369	762,341	39,035,708	12,131,982	11,208,536	63,138,567

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2007年7月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,115,401	30	504,458	81	94,680	−	32,714,650
水産団体	1,124,814	−	63,143	23	6,191	−	1,194,171
森林団体	1,597	38	11,255	21	106	−	13,018
その他会員	674	−	2,071	−	−	−	2,745
会員計	33,242,486	68	580,927	125	100,977	−	33,924,584
会員以外の者計	444,658	30,838	375,747	93,752	4,524,115	27,324	5,496,434
合計	**33,687,145**	**30,906**	**956,674**	**93,877**	**4,625,092**	**27,324**	**39,421,018**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計 1,138,258百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2007年7月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	70,910	9,153	46,439	0	126,502
	開拓団体	303	18	−	−	321
	水産団体	20,694	7,693	16,666	1	45,054
	森林団体	3,541	7,207	1,125	55	11,927
	その他会員	140	289	50	−	479
	会員小計	95,588	24,359	64,280	55	184,282
	その他系統団体等小計	192,783	42,733	65,003	0	300,519
	計	288,371	67,092	129,283	55	484,801
関連産業		1,888,486	57,018	1,640,441	14,286	3,600,231
その他		7,836,763	11,764	197,829	595	8,046,951
合計		**10,013,620**	**135,874**	**1,967,553**	**14,936**	**12,131,983**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2007. 2	7,230,074	33,487,533	40,717,607	26,000	4,500,818
3	6,616,091	33,749,010	40,365,101	50,700	4,471,357
4	5,854,299	33,826,384	39,680,683	24,400	4,499,671
5	5,732,047	33,749,429	39,481,476	62,520	4,536,874
6	6,076,625	33,674,224	39,750,849	31,540	4,572,139
7	5,712,439	33,708,579	39,421,018	9,290	4,605,180
2006. 7	6,263,494	32,368,857	38,632,351	24,050	4,758,057

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2007. 2	174,076	657,261	41,921,827	12,232,861	27,683	−	144,215
3	118,335	266,397	43,714,073	11,851,923	31,084	−	141,307
4	87,238	576,795	41,710,507	11,757,855	30,111	−	135,341
5	145,255	341,325	42,187,090	11,658,734	29,736	−	133,934
6	60,583	85,897	41,415,744	11,295,235	29,519	−	143,159
7	112,719	649,621	39,035,708	10,460,388	34,737	−	135,873
2006. 7	114,337	147,091	44,533,821	14,552,650	966	−	141,863

（注）　1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
　　3 預金のうち定期性は定期預金。　　4 2005年3月，科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2007. 2	50,021,862	48,304,208	517,791	113,731	1,163,958
3	49,604,441	48,295,611	434,327	208,659	1,183,101
4	49,970,339	48,503,193	660,867	208,659	1,187,764
5	49,780,397	48,486,136	687,128	243,461	1,187,763
6	50,460,525	48,854,083	681,884	243,460	1,197,489
7	50,331,890	48,804,283	752,952	243,458	1,218,741
2006. 7	49,430,610	47,923,570	437,978	65,745	1,162,023

（注）　1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　　2 出資金には回転出資金を含む。
　　3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2007. 1	24,371,858	55,761,914	80,133,772	578,543	414,818
2	24,862,677	55,572,310	80,434,987	556,765	397,271
3	24,883,837	55,305,123	80,188,960	569,542	406,165
4	25,065,041	55,461,072	80,526,113	579,218	414,097
5	24,667,657	55,764,665	80,432,322	594,930	428,797
6	25,102,703	56,490,807	81,593,510	571,763	405,074
2006. 6	24,885,713	54,991,576	79,877,289	584,121	421,325

（注）　1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。　　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
　　3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
1,396,943	3,407,566	1,484,017	15,006,191	66,539,142
1,064,030	2,868,967	1,484,017	17,179,550	67,483,722
1,339,800	3,301,055	1,484,017	15,613,808	65,943,434
1,487,000	2,977,699	1,484,017	15,438,064	65,467,650
1,356,000	3,673,565	1,484,017	14,527,132	65,395,242
1,341,000	3,489,517	1,484,017	12,788,545	63,138,567
784,000	3,276,202	1,465,017	15,834,418	64,774,095

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
10,878,745	2,159,477	17,641	13,200,079	1,125,592	9,432,624	66,539,142
10,286,389	2,036,139	20,652	12,484,489	800,000	10,069,344	67,483,722
10,582,616	2,112,294	20,068	12,850,320	1,348,000	9,340,463	65,943,434
10,692,442	2,019,403	16,981	12,862,762	575,000	9,326,482	65,467,650
9,955,156	1,984,785	18,135	12,101,237	615,000	11,087,262	65,395,242
10,013,619	1,967,553	14,935	12,131,982	1,045,947	10,127,853	63,138,567
7,496,749	2,294,446	21,083	9,954,142	701,148	9,322,590	64,774,095

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
55,514	28,670,282	28,559,726	10,000	365,740	16,625,516	6,473,215	1,298,867
61,526	28,570,964	28,442,576	92,000	347,853	16,721,727	6,473,197	1,320,302
58,620	28,961,487	28,828,040	0	380,373	16,547,115	6,406,207	1,322,576
50,576	28,641,611	28,511,749	0	391,641	16,775,275	6,446,143	1,330,774
50,003	29,069,579	28,928,067	0	396,790	17,167,736	6,394,322	1,347,251
52,617	28,949,124	28,802,163	5,000	399,522	17,088,709	6,427,651	1,353,085
53,903	27,469,087	27,335,381	5,000	373,706	17,403,945	6,266,672	1,233,612

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
394,443	55,090,330	54,857,608	4,618,537	1,777,185	21,588,327	287,488	839
382,581	55,411,914	55,182,427	4,623,693	1,760,532	21,604,409	283,772	835
368,238	55,047,515	54,798,430	4,553,502	1,696,932	21,946,959	286,130	835
394,585	55,383,988	55,135,444	4,614,743	1,720,815	21,878,831	285,137	816
394,089	54,889,350	54,643,367	4,739,279	1,806,143	22,164,612	286,213	814
385,709	55,806,235	55,554,068	4,882,311	1,918,170	22,170,962	286,402	814
388,821	54,761,685	54,526,219	4,890,982	2,046,315	21,542,099	306,728	848

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2007. 4	2,079,036	1,390,254	5,366	56,081	14,853	1,274,578	1,242,698	154,249	682,716
5	2,061,253	1,386,648	5,366	56,088	15,832	1,255,541	1,223,683	160,841	680,292
6	2,074,744	1,393,454	3,565	56,106	15,024	1,270,046	1,237,801	164,197	678,190
7	2,057,874	1,390,186	3,565	56,194	15,907	1,248,500	1,217,252	164,314	679,085
2006. 7	2,116,802	1,440,102	26,422	66,525	15,680	1,284,358	1,244,918	151,383	737,292

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2007. 2	848,020	490,704	187,476	136,957	116,989	6,540	806,702	749,504	6,280	238,701	8,508	183
3	859,789	490,550	187,900	137,736	115,673	6,749	822,048	769,277	6,282	237,703	8,515	183
4	834,368	487,758	189,851	139,699	115,979	6,405	799,138	785,179	6,269	239,420	9,320	178
5	832,474	487,462	191,705	141,472	115,243	7,066	791,828	743,037	6,267	242,897	9,470	178
2006. 5	813,843	477,461	220,312	160,587	117,964	6,795	796,896	782,633	1,352	244,470	9,562	196

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**2004. 3**	**759,765**	**491,563**	**2,456,008**	**1,825,541**	**552,400**	**1,055,174**	**152,526**	**2,273,820**
	2005. 3	**776,686**	**483,911**	**2,470,227**	**1,878,876**	**539,624**	**1,074,324**	**156,095**	**2,141,490**
	2006. 3	**788,653**	**486,640**	**2,507,624**	**1,888,910**	**541,266**	**1,092,212**	**159,430**	**2,000,023**
	2006. 7	795,429	494,306	2,452,836	1,879,406	539,839	1,097,672	159,672	1,963,059
	8	797,838	497,207	2,447,302	1,878,598	540,803	1,101,933	160,037	1,954,924
	9	795,155	494,476	2,445,037	1,888,120	546,017	1,106,414	161,075	1,933,738
	10	797,836	495,075	2,432,161	1,869,379	537,799	1,100,599	160,066	1,928,003
	11	797,694	494,742	2,471,201	1,882,090	539,578	1,100,748	158,754	1,909,916
	12	807,533	502,389	2,426,762	1,909,348	549,065	1,118,838	161,167	1,911,424
	2007. 1	801,338	498,148	2,445,668	1,883,330	539,652	1,105,756	159,846	1,897,326
	2	804,350	500,219	2,450,553	1,895,719	541,503	1,111,190	160,265	1,893,189
	3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673	1,869,691
	4	805,261	499,703	2,503,887	1,940,846	550,256	1,124,681	161,633	1,869,817
	5	804,323	497,804	2,542,636	1,932,453	545,702	1,117,440	160,828	1,847,975
	6	815,935	504,605	2,484,873	1,955,473	554,263	1,132,281	162,694	1,848,812
	7	P 812,989	503,319	2,465,884	1,927,021	548,043	P 1,125,369	P 161,834	1,833,178
前年同月比増減率	**2004. 3**	**2.1**	**△2.0**	**3.3**	**0.7**	**△1.6**	**1.9**	**2.8**	**△2.5**
	2005. 3	**2.2**	**△1.6**	**0.6**	**2.9**	**△2.3**	**1.8**	**2.3**	**△12.0**
	2006. 3	**1.5**	**0.6**	**1.5**	**0.5**	**0.3**	**1.7**	**2.1**	**△6.6**
	2006. 7	1.0	△1.0	0.1	0.2	△0.1	1.0	1.0	△6.3
	8	1.1	0.8	△0.4	0.5	0.4	1.2	1.0	△6.4
	9	1.3	0.7	△1.9	1.1	0.8	1.5	0.9	△6.5
	10	1.1	0.8	△0.6	0.9	0.1	1.1	0.7	△6.6
	11	1.2	0.7	△1.1	0.7	0.1	1.2	0.1	△6.5
	12	1.3	1.3	△0.9	1.2	0.3	1.4	0.4	△6.5
	2007. 1	1.4	1.3	△1.1	1.4	0.6	1.6	0.6	△6.6
	2	1.5	1.6	△0.6	1.7	0.7	1.7	0.6	△6.5
	3	1.7	1.9	△0.8	2.5	0.9	2.0	0.8	△6.5
	4	1.7	2.1	△0.2	2.2	1.2	2.1	1.1	△6.4
	5	1.9	2.0	0.6	2.6	1.4	2.2	1.2	△6.6
	6	2.1	1.7	0.5	3.0	1.9	2.7	1.5	△6.6
	7	P 2.2	1.8	0.5	2.5	1.5	P 2.5	P 1.4	△6.6

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，郵便局は郵政公社，信用金庫は信用金庫ホームページ，信用組合は全国信用中央組合協会，その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755
	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814
	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085
	2006. 7	210,350	50,331	1,847,128	1,395,142	411,045	624,219	93,119	3,746
	8	210,859	50,985	1,847,203	1,397,331	411,061	624,590	93,243	3,621
	9	211,547	51,928	1,842,920	1,411,090	414,871	632,882	94,073	3,693
	10	211,030	52,423	1,828,062	1,400,552	409,069	626,947	93,651	3,634
	11	211,043	52,159	1,844,354	1,407,193	410,405	628,557	93,066	3,747
	12	210,270	52,063	1,853,630	1,429,655	417,842	637,675	93,947	3,244
	2007. 1	209,715	52,048	1,835,329	1,418,660	412,681	629,498	93,346	3,313
	2	209,761	51,743	1,817,890	1,418,785	411,959	628,451	93,298	3,248
	3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,589	634,955	93,670	3,282
	4	211,457	50,836	1,796,309	1,430,523	414,481	629,617	93,240	P 3,140
	5	213,906	51,153	1,782,011	1,421,126	412,363	625,447	92,872	P 3,299
	6	213,932	50,470	1,795,954	1,431,395	414,467	629,112	93,214	P 3,043
	7	P 214,881	50,746	1,786,951	1,432,817	413,758	P 627,634	P 93,141	P 3,010
前年同月比増減率	2004. 3	△0.2	4.4	△5.7	△0.0	△2.1	△0.6	△0.3	△9.7
	2005. 3	△0.9	△0.2	△4.7	1.4	△4.3	△0.2	0.7	△16.4
	2006. 3	△0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	△15.1
	2006. 7	1.6	2.4	1.8	2.5	2.2	0.8	1.6	△14.0
	8	1.3	5.7	2.3	2.9	2.8	1.3	1.8	△16.1
	9	1.8	3.3	0.0	3.2	2.9	1.5	1.8	△16.8
	10	1.9	3.4	△0.1	2.8	1.9	1.1	1.7	△16.5
	11	2.0	3.5	△0.1	2.8	1.6	1.2	0.7	△16.3
	12	2.1	2.8	△0.0	2.4	1.3	0.9	0.6	△17.4
	2007. 1	2.1	3.4	△0.4	2.6	1.8	1.0	0.5	△17.7
	2	2.0	3.0	△1.2	2.5	1.5	0.9	0.3	△18.9
	3	2.3	3.0	△3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	△19.7
	4	1.8	3.1	△2.7	2.7	1.2	0.8	0.5	P △20.2
	5	2.2	3.1	△3.0	2.3	1.0	0.7	0.3	P △19.3
	6	2.1	2.3	△2.6	2.8	1.0	1.0	0.3	P △20.1
	7	P 2.2	0.8	△3.3	2.7	0.7	P 0.5	P 0.0	P △19.6

（注） 1 表9（注）に同じ。ただし郵便局の確定値はホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。
3 農協には共済貸付金・農林公庫（貸付金）を含まない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。